

平成 23 年 9 月 20 日 (火曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	下 村 勝 幸	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 明	6番	宮 地 葵 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	小 永 正 裕
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総務課長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	矢 野 健 康	税 务 課 長	米 津 芳 喜
農業振興課長	松 田 二	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
まちづくり課長	武 政 登	地 域 住 民 課 長	大 塚 一 福
建設課長	森 田 貞 男	海 洋 森 林 課 長	濱 田 仁 司
会計管理者	濱 田 啓	教 育 委 員 長	山 下 一 夫
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	金 子 富 太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議事日程第4号

平成23年9月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成23年9月20日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより日程に従って会議を進めていきますので、どうかよろしくお願ひします。

一般質問の質問順番が変更に。

12番の明神照男君を8番に、8番の森治史君を12番に変更したいと思います。

異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、8番に明神照男君を、12番を森治史君に変更致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

それでは、今回も通告書に従いまして、今回6問質問させていただきたいと思います。

前回に続きまして、今回も震災対策についてということで、前回は新庁舎の位置問題について取り上げましたが、今回はもう少しその部分を掘り下げまして、町全体についての震災対策についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目の質問としまして、9月議会におきまして、新庁舎建設位置については明言をしたいということであった。震災対策特別委員会や議員協議会でスケン谷をその候補地にしたいとのことであるが、ここを最終候補地として進めていくということで理解してよいのかという質問です。

これにつきましては、今議会の補正予算、また一般質問等のやり取りの中で、私も大体その方向性ということは大体分かったわけなんですが、まあそのスケン谷が本当に候補地のもう決定先と認識して間違いないのか。

まずその1点、お伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

下村議員の、スケン谷を最終候補地として進めていくことで理解してよいかというご質問でございます。

行政報告でも申し上げましたとおり、執行部と致しましては、このスケン谷地区を新庁舎移転の最終候補地として提案させていただきます。議員の皆さまのご理解をいただき、ぜひスケン谷へ新庁舎を建設させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

なお、今後ですけれども、議会の予算をお認めいただきますと用地測量に入り、その後、都市計画法に従つて開発協議が必要となってまいります。同29条関係の必要提出書類の中には造成設計図等が含まれておりますので、今補正に用地測量と併せて造成設計費用を提案させていただいたところでございます。

先日、藤本議員のご質問にもお答えさしていただきましたように、議会のご指導も賜りたいとそのように考えておりますので、先般いただきました防災への質問と同様に、情報提供させていただきながら進めてまいり

たいと思います。

なお、最終候補地という言葉の理解に相違がございましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この件につきましては、もう大体予想したとおりというかですね、今までのお話の中で、もうこの内容であろうということは思っていましたので、その点理解できました。

で、1点だけちょっと触れておきたいのがですね、前6月の議会におきまして、自分の方でお話したのがですね、やっぱり100年先のその未来を想像したまちづくりをすべきだということを指摘さしてもらいました。で、そのときに、まあ庁舎移転の検討委員会のその決定は尊重しながら、町長の決断、あるいはその英断を望むということを申し上げた次第です。で、そうした中で、今回、町長があえてこの場所を決定した。そういうことについて、私は高く評価したいと思います。

ちなみに、今から100年前、年表見てみたら、明治44年、その大逆事件のあった翌年に当たります。これは第一次大戦が起こる約3年から4年前になろうと思います。そのころの人たちが、まあ今のような車社会を想像し、また、みんながどこでも話せるようなこういう通信手段を個人で持ち歩くような世界を想像し得たかということは、私も到底それは難しかったのではないかと、今思っています。

そうした中、まあ今から100年先、100年後の未来を創造しなさいというのは、大変酷な私からの注文かもしれないが、もしかしたらSF映画のように高い建物を高い位置にある道が結び、もしかしたら車が空を飛んでいる、空中を飛んでいるような、そんな時代になっているのかもしれません。が、それでも私たちは、その時代で考えられる未来の姿を想像しながら、次の世代へ時代を引き継いでいかなければならぬと思います。

その中で、私は町長に1つ、ちょっと偉そうに聞こえるかも知れませんが、申し上げたいと思います。

この町のリーダーである町長は、今回の決定について相当熟考され、そして一度決断をしたことはさまざまな困難があろうともやり遂げる信念を持っていただきたいということです。リーダーの決断がぶれてしまったり、ふらついてしまうと、付いていく人間がまとまらなくなります。もちろん、議会や町民への説明責任は十分に果たさなければなりませんが、ぜひその信念でやり切っていただきたいというふうに思います。

そういう私のこのご意見について、町長、今考えられること、何かご意見あればよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まったくご指摘のとおりであると、そのように考えております。

それから、長期的なスパンのまちづくりでございますけれども。現段階で私の力で想像できるのは、まあ、せいぜい10年程度。そのぐらいであるのかなと、そのように自分では思っております。しかしながら、開発の余地がある、あるいはどういった未来になんて対応できる、そういう場所を選ぶ。これも、また現段階で与えられた材料の中でしっかりととした判断をしていく。そういう判断ができたと、自分では思っておるところでございます。

開発と申しましてもいろいろございますけれども、現段階では、やはり開発となりますと、まあ土地のことになろうかと、現段階ではそのように考えておりますので、その余地がある、そういう場所を選ばさしていただきました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この件につきましては、町長のその信念で貫いていただくということで、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問。スケン谷を、その今、最終候補地とされるというお話がありました。で、今後のその新庁舎の建設スケジュールをどのように考えているのか。また、国に要請した被災地以外での、その合併特例債の発行期限延長の見通しはどうか、という質問についてお答えいただきたいと思います。

今議会で、先ほどもお話ありましたが、候補地となるそのスケン谷の用地測量と造成設計の補正予算が組まれているわけですが、今後、これをどういったスケジュールで進めていく予定になっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、この新庁舎建設には合併特例債を見込むというお話がありました。で、この特例債発行には、もちろんその期限があるために、現在のペースでは今の発行期限では恐らく間に合わないんではないかということが考えられると思います。そうした中、本年8月24日の参議院で、被災地にある合併市町村の合併特例債の5年間の発行期限延長が全会一致で可決されております。また、それに先立ち本年7月6日、片山前総務大臣に、防災拠点整備については被災地以外でも発行期限の延長が認められるように、町長が高知県知事と一緒に訴えてこられたと思うのですが、その結果はどういうふうになったのでしょうか。

また、その結果が出て、まあその内容についてですね、まずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、庁舎建設のスケジュールでございます。さまざまな作業が必要となっております。本当に膨大な作業でございますけれども、本補正に提出させていただいた用地測量ならびに造成設計の費用をお認めいただきますと、何とか本年度以内に両方終わらせたいと、そのように考えているところでございます。その後、来年度中には庁舎設計のプロポーザル、また、できれば実施設計まで踏み込んでいきたいと、そのように考えております。

用地買収につきましては24年度いっぱいを考えております。また25年度になりますと、その造成設計に基づいた用地造成工事を進めてまいり、できれば26年、27年で庁舎建設をしたいというのが最短のスケジュールでございます。まあ、しかしながらさまざまな困難、あるいは要因が考えられようかと思います。これは本当にすべてがスムーズにいったときのスケジュールでございますので、これプラスアルファを見込むべきであると、そのように考えております。そうなりますと、議員ご質問のとおり合併特例債の期限、平成27年には若干間に合わないといったところでございます。

それから、また、国に要請した被災地以外の合併特例債の発行期限の延長について、答弁させていただきます。おっしゃられるとおり、まず8月24日に東日本大震災で被災した8県72市町を対象に、合併特例債の発行期限を5年間延長する法案が参院本会議において全会一致で可決いただいたところでございます。ご質問の被災地以外の市町村を対象とする合併特例債の発行期限の延長についてのお見通しでございますけれども、これまでに総務省はその法案提出の意向を固めたそうでございます。

経過につきましては、まず7月に民主党陳情本部と総務省へ、8月に総務大臣に、いずれも知事に同行いただき要望活動を行いました。要望時に、当時の片山大臣にはご理解をいただき、ご検討いただけるとの言質をいただき、翌日の毎日新聞には、高知県では黒潮町が海岸から約1キロ、海拔3.6メートルに新庁舎建設を予

定していたが、同町は地域防災計画の見直しを待って新たな建設予定地を決める。片山総務相は、そういう考え方もむべなるかなと、延長の検討対象にする方向であると掲載されたところでございます。以後、衆議院総務委員会では、被災地以外の合併市町村に対しても、震災に起因する事情による影響が出ている場合は、合併特例債発行期間の延長措置を政府として講ずるべきとされ、前段与党からは合併特例債発行可能期間延長のため法改正を行うべきであり、内容は、被災地合併市町村は延長期間を10年程度、被災地以外の合併市町村は少なくとも数年程度とされております。

また、8月23日の総務委員会で当時の片山総務大臣は、被災地以外の所も期限の延長ということについて、例えば、この際大津波が来るかもしれないということで、今までの建物の設置場所などは再検討したい。従つて、少し計画期間をずらしてくれないかというようなこともありますので、そのへんも考えてみたいと思います。ただ、被災地以外の所が既にもう発行して事業が終わっている所がございますので、そちらとのバランスを考え、年限の延長はともかくとして、内容は弾力化することについては慎重にならなければならないと発言をされております。

また、加えて東海、東南海、南海地震による津波被害が想定される9県知事会の政策提言にも、合併特例債の発行期限の延長を追加していただきました。これらを総合的に勘案致しますと、これまで総務省が前政権下で法案提出の意向を固めたとおり、内容的にはある一定制約が生じようかと思われますが、被災地以外の延長も秋の臨時国会に法案が提出されることは確実であろうと思っております。

しかしながら、これまで前政権時の総務省からは法案提出の意向をお伺い致しておりますが、ご承知のとおり、新内閣において総務大臣も交代しておりますし、政府内には震災に乘じたモラルハザード的なものにまで対象が広がることへの懸念。つまり、財政およびその比率に対する危機感が強く、併せて法の内容によりましては、発行総額を維持したまま返済期間の延長が図られることから、総務省内でも批判のご意見があるとお伺いを致しております。

いずれに致しましても、法案が提出され可決いただきますと、本町の懸案事項であります庁舎建設が対象となることは間違いない、財政負担が大きく軽減されることから、今後も引き続き要望を続けてまいります。

現段階で申し上げられることは以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

大変ですね、町長が精力的に動かれて、で、今回ですね、その國の方針まで変えられるところまでいくようなですね、動きをされていること、本当に敬意を表したいと思います。で、やはり、自分たちに取りましてですね、その合併特例債を、見込んでというか当て込んでということでこれは動いてきた事業ですので、できればそういう有利起債でしていくということが当然、うちの町としては望まれることです。

で、今、お話を聞いていましたら、まあ、多分この秋の臨時国会でその法案が提出される可能性が高いというお話をありがとうございましたが、もしもですね、その臨時国会、まあ法案提出がされない。まあ、もしもの話になってくるとなかなか難しいかも知れないですが。そうなってきますと、どうしても今の特例債期限の中でできる範囲、まあ、やっておくことべきことはやっておくということが一番大事なことではなかろうかと思います。そういう意味で、そのスケジュールをですね、できればその方が一のことでも考えてということで、そのできる範囲を進めるという方向をまあ取りつつ、今のような特例債延長もっていう、こうダブル的なその視野も入れてですね進めるべきではないかと思いますが。

そういったところ、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申し上げましたスケジュールは、繰り返しになりますけれども、かなりぎりぎりのスケジュールとなっております。前倒しができる部分がああほとんどないぐらいの、がちがちのスケジュールを組ませていただいております。しかしながら、おっしゃられるとおり秋の臨時国会において法案提出がされない場合、それでも場所を変えるといった考えは今のところ持っておりません。その際には、できるだけ簡素な造成にする。あるいは建物にする。まあそういったことで対応していきたいと、そのように考えております。

また、造成でございますけれども、ご承知のとおり国道56号大方改良の進ちょくに伴う移転でございますので、そちらの方は、造成費用すべてにつきまして町が負担ということにはならないと思っております。今後、国交省との協議が必要となってくる、そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

すみません。ちょっとだけ今の点で引っ掛かったことあるんですが。

その簡素なという言葉、お使いになつたんですけど。その簡素なと言うとですね、その庁舎なんかにしてもやはり自分たちが考えるべき所は安全であつたり、その安心できるというところなんですが。その部分ですね、そのぜひ簡素なという言い方ではなくて、そのまあ規模を縮小するとかですね、その全体的なそのまあ町長の考え方なんですけど、そのあたりがちょっと自分引っ掛かるんですが、どう考えたらいいでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すみません。言葉に若干理解の相違があったかと思います。

まず簡素についてでございますけれども、造成について現在庁舎内で検討しております。造成設計が出てないので、まだ今お答えできる材料を持ち合わせておりませんけれども、開発区域が5万平米に及ぶということで、それをまあ一気に造成するのか、あるいはその合併特例債の延長が望まれないということになれば、当面、庁舎位置の造成を先行してするのか、まあそういうことを現在庁舎内で検討しているところでございます。

それから、また庁舎でございますけれども、若干簡素という言葉に間違いもあったかもしれません。なかなか華美な庁舎を最近建てられている市町村ございますけれども、まあ、そういったことはもう全く望むべきではない。それは合併特例債の延長があろうがなかろうがでございますけれども。その中でも、それでもなおかつ再度協議をしながら、詰めれるところは詰め切っていくと。まあそういう作業が必要になってくるのかなと、そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

はい。分かりました。

それでは、次の3番目の質問へいきたいと思います。

3番目の質問。これは、今度は費用の問題についてです。新庁舎建設には、そのスケン谷の造成を含めて多額の費用が発生すると思われるが、どの程度の予算を見込んでいるのか。概算でも結構なので、予算総額はど

れぐらいかという質問であります。

これは概算費用の質問でありますけど、これに答えるのは、今、町長ちらっとお話をましたが、かなり難しいものではないかと、今、自分自身が思っております。でも、それについてあえて質問をさせていただきたいと思います。

と申しますのは、町民の心配事、まあ町民が一番心配されることは、今までの計画であるなら、造成費用については、それほど掛からずにできる予定だったものが、今回は山を大きく削り、谷を埋め、さらに付随した構造物など、かなり大掛かりなものになることが予想されるわけです。それにより、町財政を大きく圧迫することにならないだろうかという不安が先に立っていると思います。そのために、どういった財源内訳で臨むのか確認すべきと思ったからであります。

第3次の財政シミュレーション見てみたら、24年と25年の2年間で各6億円ずつの総額12億で想定を今までされています。もちろん、ここにどれくらいの上積みになるのかということ、その財源をどう捻出するのかが課題だと思いますが、今現在、これにつきましてどう考えておられるでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、下村議員の震災対策のカッコ3の質問にお答えしたいというふうに思います。

スケン谷への新庁舎建設で概算事業費はというところですけれども。まあ今、町長からもありましたように、基本的に土地造成の設計もできておりません。事業費の算定がですね、造成の部分が大変難しくてですね現在できておりませんので、まあ、概算事業費もですね公表する状況にはございませんので、ご理解願いたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

これで分かりましたと言って終わってしまうと、本当に終わってしまうので。

私がですね、ちょっとまずその造成の部分については、確かに設計もできませんし、どういう形になるのかというので、なかなか難しいかもしれないんですが。例えばですね、庁舎を前回6億、6億の12億で考えてたと思うんですが、そのあたりの見通しですね、まあ総務課長がなかなか答えるの難しいかもしれないですが、どういうふうに考えられますでしょう。やはり、相当まだ上積みの分が相当出るのか、ある程度庁舎の部分についてはそのあたりでいいけるのか。

そのあたり、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

庁舎建設の事業費でけれども、今のシミュレーションには確かに12億ということで出しております。しかしながらですね、周辺のまちづくりについては、別のシミュレーションの事業費の中で算定しておりますので、その点をまあ造成費というふうにまあ考えていただきたいわけですが。

まあ今回、当初ですね、この東、南の所を実施設計費を推定して出ささしてもらっておりますが、先進事例を考えますと、大体鉄筋コンクリートの建物で平米当たり33万から35万。このあたりを参考にしてですね、3,500から4,000平米程度の庁舎はどうだろうかということで、この前の予算を組まさしてもらっております。

まあ、そういう状況で、建物についてはある程度のものは出てまいりますけれども、どうしても造成となりますと、特に心配されるのがですね進入する道路です。国道の高さ、それから造成地に取り合いする高さ等々ありますと、その道路によってですね相当お金が変わってくる。また、中の水路の計画等々がありますので、なかなか全体の事業費は出しにくいという状況ですので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、この件につきましてはですね、冒頭申し上げましたようにまあ詳細な設計ができない段階ですので、概算でもなかなか出すのは難しいとは思っておりました。それで今、総務課長お話があったようにですね、今回、実施設計、まあ造成の設計であるとかですね、そのあたりができてたらですね大体そのあたり概算も見えてこられると思いますので、できればそれが分かり次第ですね、また庁舎のことについては、震災の特別委員会でもやはり一番の関心事でもありますし、また議会、また町民もそのあたり一番心配事であろうと思いまして、できるだけ早くですね、その分かり次第自分たちの方に情報頂きたいということをお願いしたいと思います。

で、この件について何か特にあれば。いいですか。はい。じゃあもう次、移りたいと思います。

そしたら、4番目の質問いきます。

4つ目の質問。これはですね今度は避難の部分についてです。庁舎から少し離ますが、まあこれは大方地区、佐賀地区共に大体同じようなことだと思いますけど、特に私が考えるに、大方地区の中心部には垂直避難できる建物がなく、津波からできるだけ早く避難させるために住民を56号改良道路へ誘導することと、そこから錦野団地やスケン谷への避難が有効であると思う。現在設計されている56号改良道路は、住民が避難に利用できるような道路設計になっているのかという質問であります。

この質問につきましてはですね、まあ、膠着（こうちやく）状態にありました56号改良道路の工事が現在少しづつ進み始めると聞いておりますが、以前、町の中心部ですね、その付近では、歩行者の錦野団地への誘導を、例えば陸橋で接続するような構造になっているというようなことも伺っておりました。で、このように町の中心部の方たちを高台となる錦野団地とか、今後整備されるであろうそのスケン谷へ誘導できれば、多くの住民の命を救うことが可能となります。この場合、先ほどの説明にもありましたように、その56号の路面高がやはり問題になってこようかと思いますけど、現在の設計ではそれがどのような形になっているのか、また、実際にその津波を伴うような災害時には、その道を避難道として使えるような構造になっているのか。

そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、下村議員のご質問にお答えします。

ご質問の要旨は、一般国道56号大方改良の道路設計が津波避難として住民が利用できるようなものなのかなどうなのかということでございますけれども。あらためてここで一般国道56号大方改良の事業計画を申し上げますと、その目的は、交通安全上の課題を解消するためバイパス整備を行うことによって、入野地区の市街地部の交通混雑の緩和と交通安全の確保を図るということでございます。その改良区間は、早咲の東の方に黒潮町入野立石という所から、下田の口の方に向かって黒潮町入野神ノ前に至る改良区間の延長が2.6キロメートルでございます。幅員構成は、一般部分で19メートル、交差点部分では22メートルでございます。

ご質問にある、住民が津波避難に利用できるかという観点から致しますと、現設計の道路法線が東から西へ向かう進路を取れば、施工区間の中央付近、この役場の北側で現国道と交差致しまして、それから北へ進路を取ると錦野団地へ上がる道路と交差し、さらにスケン谷へ向かう法線となっております。従いまして、道路法線と致しましては議員が避難場所として有効だとおっしゃる錦野団地、そしてスケン谷に通じる計画であると言えます。そして、ご質問にあった道路の設計の高さですけれども、現在、スケン谷の前で 10.077 メーターということになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

もう少し、ちょっと詳しくお聞きしたいと思うんですが。

先ほどですね、ちらっとお話した、その歩行者が歩いて上がっていけるような陸橋構造物ですよね。あれについては、そのまんまの、今のまんまでも当時の考えられたあの設計が生きているのかということ、まず1点と。

それから、今現在ですね、その例えば早咲辺りからこの入野中心部へ向かっていく、その 56 号改良のその路面高ですね、大体どの程度の高さであるのか。また、今度は西側ですね。西側から入野中心部へ上がっていいくその道の路面高さ。そのあたり、まずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

現国道の設計は、先のといいますか、この場所に庁舎を建て替えるための設計でございます。もし、役場がスケン谷に移転になるとすれば計画も変わってこようかと思いますが、それはまた国土交通省の方でお考えくださいと存ります。

そして高さですけれども、先ほど申しました一番高い所が 10.077 でございまして、少々お待ちください。早咲の方から役場の付近に向かう所の高さですけれど。どこにしようか。

今度の補正で用地買収で挙げらしていただいております早咲田の口線の起点の付近ですけれども、そこで設計高が 3.480 となっております。そして、役場のこの前、町道入野駅前線の高さですけれども、ここで 6.051、約 6 メートーですね。それから、スケン谷の 10 メートーに向かって徐々に上がっていいくという設計でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今回ですね、震災のその特別委員会でその現地を視察して、特にあの名取辺りを見たときですね、その高速道路自体がですね、まあ、あそこの高速道路やつぱり 10 メートー近くあろうかと思いますけど、あれ自体がですね、その津波を止める構造物になって、結局海岸線と並行に走っていますので、で、津波の侵入を防いだという事例というか、実例がありました。で、あれを見たときに、もしも今回 56 号改良の中で、まあ先ほど国交省が今後考えててくれるだろうというお話でありましたけど、もしもあの路面高をですねもう少しでも、少しづつでも上げていくことができるのであれば、その津波の侵入をですね、少しでも抑えるとか。完全に防ぐ

ことはできなくても、その住民の方たちが避難していく間を、時間を稼ぐことができるとか、そういう部分をですね大変自分は考えたわけなんですが。

そのあたり、まちづくり課長としてですね、その国交省に対して今後そういうことも検討の中に含まして、やつてもらえるようなことを要望するような考え方があるのかないのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

私としては要望していきたいと思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

ぜひですね、この点はもうこれはまちづくり課長だけじゃなくて、町長が当然トップとして決めなければいけないことだと思いますので、今、課長が答えられたことをですね、ぜひ住民を避難させるというその1点もぜひこの道の、先ほど言ったように交通安全のその対応であったりとか、当初そこから出発した話なんですが、そこもですね含めて、ぜひ今後ともですね強く国に対してまた要望も出していただければと、そのように思います。

はい。じゃあ、次、5つ目の質問へいきたいと思います。

現在、震災対策度特別委員会で町民の命をどう守るかを検討しているが、無事避難できたとしても、何よりも避難した場所が再被災しない仕組みをどうつくるのかが鍵だと思っている。そのためには、住民ができるだけ近くにある山へ避難誘導する仕組みづくりを考えるべきだと思うがどうか、という質問であります。

で、これにつきましては、まあ震災対策特別委員会でも、もう少し細かくさまざまな質問事項について、現在、町長の方に質問挙げてるわけなんですが。まあ、特別委員会もですね、できるだけその行政と一緒にになって、で、同じ方向でさまざまな問題に対して考えていきたいというふうな方向で動いています。そうした中で、どうしてもですね、これはもう急いで対応しないといけないものに、その津波の避難場所の再被災をどう回避するのかが挙げられると思います。実際、今回のその一般質問の答弁の中でも、現在まあ想定している、設定している、その津波避難場所からさらに上に逃げられる仕組みづくりが必要であると、総務課長がまあ答弁されました。で、これは私も全く同感で、そう考えた場合、さらに高く逃げられる場所は海岸線の集落の場合、集落の裏にあるその山しかないと思っています。しかし、今はこの山道への避難道がほとんど整備できていないので、すぐにでもこれについては取り掛かるべきと考えていますが。

まず、このあたりについてお答えをいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

避難道の整備につきましては、だんだんの議員さんからもご質問があつてですね、今、下村議員からもありましたように、避難想定場所からさらに上に逃げれる所ということで、今のところは進めております。

それで、まあ高台への避難ということが基本になるわけですが、その整備につきましてもですね、今まで答えてまいりましたが、今、昨年度から繰越明許費で持っております予算をですね、まあ文教施設の方で対応

したいというふうに考えております。

それから、この避難道の整備は大変重要なことですので、できればですね12月補正も検討したいというふうに考えておりますし、今後はですね当初想定しておりました、今、測量がでてきております10カ所程度の整備も併せて、今後、順次実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

少し、また聞きたいと思います。

今の縦越明許になっている文教施設のことについては、6番目の質問で聞きたいと思います。

それから、まず1点ですねお聞きしたいのが、その現在測量の終わっているその10カ所というお話なんですが、具体的にですね、ちょっとその10カ所を教えていただけますでしょうか。どの辺りのどこということで結構だと思うんですけど。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

測量できてるものをですね、持ち合わせておりませんので、すべての場所は分かりませんけれど、佐賀の方の明神の所の東の山とかですね、それから、鞭の辺りを含めてまあ10カ所程度計画しておりましたので、後刻その資料をお渡ししたいというふうに思います。全員の皆さんにお渡し致します。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

ぜひですね、やはりこれも住民の一番関心事ですので、そのあたりの情報を出せるものであれば、またお願ひしたいと思います。

それから、私はですね、そのまあ12月補正でも、もう早速考えていきたいというお話でありましたので、具体的にですねその方法ですね。その12月補正で出てきたとして、そっから先の時期と方法のことありますけど。やはりですね、これはもうあくまで私の考えなんんですけど、その、まず一番にそのやっぱりやるべきことはその住民に対してですね、そこに住んでいる方のその聞き取り調査とか、またその自主防の考え方であつたりとか、そういうところからやっぱり出発するのが一番じゃないかなと。

例えば、こういうこの地区の人は、こういうふうに逃げていくのが一番早いとか。この辺りの人はこういうふうに、いつも逃げろうとしている。まあ、こういう所を避難場所の想定場所に考えているという、まずその情報の収集ですね。それから、そうなってくるとその山の調査、まあ実際にその逃げようとする場所がその所有者のことであつたり、まあその山の安全性であつたり、そういう部分の調査であろうかと思います。

それから、まあ実施スケジュールですね。で、この中については、もうかなり広い範囲、広範囲で何カ所も行われる可能性がありますので、で、この震災については本当にいつ起こるか分からぬ。本当、こうやって質問しているこの瞬間に起こるかもしれないぐらいのレベルで、やはり考えていかなければならぬと思いますので。そうなってくると、やはり住民の方たちにもお願いしながら、本当に行政と住民が一体となりながら、完全なものではなくてもですね、そのあたりはスタートしていく。そういう方法も取れるんじゃないかなというところが思います。

それから最後に、やはりこれが一番大事だと思うんですけど、その、特にやはり危ない所、そのプライオリティーがやっぱり高い所からですね、これは対策講じるべきものであって、やはりこの地区は心配だ、ここはやっぱりどうやって住民の方を逃がしたらいいんだろうということを考えているところからですね、進めいくことでありますので、ぜひですね、これにはまあ12月補正というお話が具体的にありましたので、早急に進めると同時にですね、今、言ったようにその補正待たずにもですね、もしできる所があるならば、もう早速にでも進めていただきたいと思うのですが、それについてどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今、各区長さんを通じてですね、3.11以降の避難道の整備について要望を出していただいて、取りまとめております。議会が済みましたら順次ですね、各要望に対する現地を回ってですね対応したいというふうに考えております。

まあ、そのようなことで各地域のですね状況を見、また地元だけでは考えれないところもあるかと思いまして、そのあたりは町も意見を出しながら対応したいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この件についてはですね、次の質問の、もう関連にも近づいてきますので、次の6番の質問で併せて深めていきたいと思います。

6つ目の、いよいよこれ最後の質問になりますけど。前議会において、その小学校の避難路整備を先に進めるというお話がありました。今、課長の答弁ありましたように、これは明許縦越になってたものを、もうそのスケジュールを前倒ししながらやっていくということであります。そして、それぞれのその小学校避難路の整備スケジュールは、まあどれぐらいの予定で考えているのかということで、まずこの1点があります。

で、これにつきましては、まあ明許縦越ですので、もう予算もそこについているわけで、もうスケジュール決まっていると思いますが。それをですね具体的に各学校、今、その避難路整備を予定されている各学校がいつごろ行われるのか、まずこの1点をお聞きしたいと思います。

それから、もう1点についてはですねもう少し後で聞きたいたいと思いますので、まずこのスケジュールだけ教えていただけますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしたいと思います。

町内にはですね、文教施設として保育所が4カ所、9つの小学校と2つの中学校、計15施設がありますが、まあここでですね、まあ現在の想定される津波高でまあ浸水される所が、保育所が1施設、小学校が5、中学校が1というふうに考えております。

佐賀地域では、3施設と住宅地域が密集していることからですね、ある程度大きなものから、また小さなものも含めまして8、9カ所程度の避難道整備をですね、漁業集落環境整備事業の計画を変更するなりして対応したいというふうに考えております。

大方地域では、4つの小学校の対応が必要でございます。その中でも、予算にも関係ありますけれども、現

在2つの小学校についてですね実施設計書の作成を進めております。

いずれに致しましても早急な対応が必要というふうに考えておりますので、大方地域の4校につきましては、24年度中にはすべて対応したいというふうな思いをしています。やはり用地が、やはり大きな問題になってきますので、用地が完了したら、24年度中には対応したいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この件について、先ほどどの関連になってくるんでもう少し深めていきたいんですが。

先ほども言ったようにですね、今現在ですね、本当にその逃げることができない地域っていうのが、まあ特にその小学校、それから保育所を含めてあろうかと思いますけど。そこについてはですね、その24年度中には全部完成していきたいということで、これは課長、考えられるのは、もう完全な形のものを考えられていると思います。

で、私がここでどうしても言いたいのは、それまでの間もですね、もし今来たら本当にどうするかっていうことをですね具体的に、もう少し本当にその完全な予算がつくまでにですね、やるべきことがあるんじゃないかなということで、これを問い合わせをしているわけです。

で、特に先ほどお話した中ですね、まあ前回ですね、その議会でその各小学校の視察を行ったことがあります。そのときに、その海岸付近にあるその小学校の中で、上川口小学校の避難先っていうのが、私は一番これが高さが十分でないと感じています。で、私ちょっと調べてみたら、旧上川口保育所自体が今13.32メーターということで表記がされていました。で、この上川口保育所の裏は、がけ崩れ防止対策のコンクリート壁になっておりまして、そこから上へ上がっていくことができない構造になっています。それから、そこの横にある、例えば、お寺があるわけなんですが、その横のお寺に、例えばさらに避難したとしても、そのお寺の裏山が残念ながら今、自然崩落するような形で少しづつ山が崩れてきてまして、大きな地震があったら、この山自体も崩れてしまうんじゃないかなというような、危惧（きぐ）されるような今現在状況になっています。

で、今回のようなもしも津波が来た場合、あそこは上川口のまあ浦地区、まあ浜の人たちなんですけど、その方たちがあそこへ一度避難する場所になっています。1次避難場所です。で、そこから、もう上にも、山を上ることもできないような状況がもしも生まれてしまった場合、あそこに逃げた方は全員が袋小路状態で、本当に最悪の被害が発生する恐れがあります。

そういうふうに、私がここで言いたいのは、今回、まあ小学生を逃がすという意味においても一緒に状況なんですが、あそこから上に上がるべき道がまったく今の状況の中で整備されていない地域がもしほかにもあるとするならば、そこは予算の24年度完全な完成ということを待つまでもなく早急にですね、その地域の方たちと一緒にですねやるべきことじゃないかなというふうに思うわけなんですが。

その点について、いかが考えますでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、上川口小学校の避難の件ですけれども。今のところは上川口の旧保育所ということで、今、高さのご質問もありましたけれども。お隣のお寺の方はですね、まあ航空写真上ですけれども、19.1メートルというこ

とでまあ表示されております。それからまだ高い所ということになりますと、ちょっとうちの職員がですね現地を歩いて、山に上がる所がどうも間にあるみたいですね。できればそのあたり、相談ができるものなら対応したいというふうに思っています。

いずれに致しましても、どこまでの高さで整備していくかということは、やっぱり想定が出てこらったらなかなか厳しいと思いますが、現在のところは、お寺までの考えの中で24年度中には対応したいという考えであります。それ以上の高さということになると、その次の予算なりを対応してですね、今、答弁致しました保育所とお寺との間からまだ高い所に上がる山道といいますか、そういうものも考えていくたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この件ですね、実は上川口小学校のPTAも大変心配していてですね、これ実は小学校のPTAの方、まあ先生も通じてみんなで考えたことなんですが、やはり自分たちの中では、もうこれより上にないという状況をこのまま置いておくのは大変心配であると。だったら自分たちでできることからやろうということで、もう既にこれは動いています。

で、課長にもうここであえて私は答弁したのは、地区によつたら、そういうふうな動きをしている所があるということをまず認識してもらいたいということです。で、もう地権者もですね、もうある程度お話もしまして、この山のここまで上がって構わないと。で、そこの道もこういうふうに切りあらけて構わない。で、上で使っている畠の部分、この辺りも使っていいというところまで確認をしてもらっています。

ですから、課長ね、言われるのはよく分かります。よく分かりますけど、地区によつたら、やはり自分たちが逃げるべき道は最後の最後まで残しておきたい。たとえ19メーターだから大丈夫だということは誰も言えないわけですし、それは自分たちも分かりません。もしかしたら、今回の津波の中で12メーター、13メーターで終わって、今の1次避難場所でぎりぎりセーフになるかもしれません。ですが、自分たちがやはり考えておかないといけないのは、最悪の、最悪の状況でもなんとかできるということを常に念頭に置いて動くと。そのとき行政も一緒になって、じゃあもしかしたら、こういうことになつたらこういうふうにしましょうということで、現地を、今、担当の方が実際に歩いて、その道を見つけていただいてというお話を聞きましたけど、だったら次のステップへ進むために、じゃあどうしましょうっていうことを行政の側から私は言ってもらいたいと思いますが。

そのあたり、いかがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、このような地元でですね協力いただいて、こういうふうな調査をしていただいていること、本当に感謝致します。

やはり、行政の方としても必要なところは対応していきたいというふうに考えておりまして、まあ財政の状況もありますけれども、できるだけ対応したいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番 (下村勝幸君)

まあ、この件についてはですね、課長がまあできるだけということで、これも前向きに受け取っていきたいと思うんですけど。ぜひですね、各地区入っていただいて、これもう早急にですね、もう24年度のその実施設計段階では、24年度段階の完全完成のときには、本当に手すりの付いたコンクリートの道の安全な道ができればいいと思うんですが、そこへいく一歩手前でも構わないと思うんで、切り開いてもいいと。この山の所有者の方は本当にオーケーしてくださるというようなことを、その地区でもう1回ですね、それを待たずに、まず1回、ぜひ入っていただいて調査をお願いしたいと思います。で、これをやつとかないと、もしものときですね、万が一のときに、あの地区の人がということが私は起こりかねないと思ってですね、本当にここは自分たちまあ議会関係者としてもですね、何としても絶対に守るべき所は守るというところは、本当にもう町長のその何というんですかね、気持ちの中でですね、もうやはり自分たちが一番やらないといけないのは、その住民の命と財産を守ると。もうこれ以外に私はないと思っていますので。まずこの命を守るためにには、まずどうから始めるべきか。

で、先ほど言ったように一番プライオリティーが高いのはどこか。で、この地区の人を本当にこれで守れるのかというのを、もう1回ですねその再検討していただいて、まあ上川口以外でも、その伊田にしても南郷にしても本当に道自体ですね、山道というかですね、もう今、水路みたいになっているような道を避難しなさいという状況なっています。ですが、あそこはそれでも何とか上がっていけるような、周りに木のない状態で上がっていけるような感じの今の状況にはなっています。ですが、もう1回ですね、それをさらにですね見直して、よりちょっとずつでも安全な道に近づいていけるように、その行政もここまでやるけど、地区もどこまで、ねえ、協力してもらえるのか分からないですけど、やっぱり行政が先に動いてあげないと、その地区の人たちなかなか動きにくいと思うんで。

まず、そこについて町長のですね、もう最後になると思うんですが、お考えを聞きたいと思います。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

まず上川口について、現在地域の方で自発的にやられているということでございますけれども。まず、現場に入らせていただきたいと思います。まあそれいかんによっては、もしかすると避難場所の指定も変更ということにもなろうかと思います。

これまで、上川口の浦の国道を挟んだ、まあ郷地区の平野部分ですね、こちらについては、国道を渡ってシーサイド、あるいは高台の郷地区。こちらの方が避難場所として適しているのではないかと、そのような考えを持っております。

ですので、一度保育園の裏の方へ、現場へ行かしていただいて、再度避難場所の指定を考えさせていただきたいと。その中で、なおかつ保育所の裏が理想であるということになれば、力を入れて早急に整備をしてまいりたいと、そのように考えています。

議長 (山本久夫君)

下村君。

2番 (下村勝幸君)

すみません。最後にということで今、町長に振ったんですけど。

上川口の浦の人間を、今度は青少年の家であったり、まあ郷であったりとかですねいう方向は、距離的にで

すねかなりちょっと遠くなってくるんで、それはそれでまた自分は問題があるんじやないかなと。またそこで、小さい為の川とかですね、川を今度またいで移動するような状況も生まれますし、そこらへんがちょっと心配をするところでありますので。

そこは町長、簡単にですね今の集落の避難場所を、いや、こちら側へということを振るのはですね、ちょっと危険だと思いますので。その点はもう1回ですね、ちょっと再確認をしていただく方向で見ていただいて、ぜひお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

こればっかりは感覚論で決定できるものではございませんので、現場へ入らせていただいて、まあ実測させていただいて、その後決めていきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今回、この震災の関係の質問を全体にわたって取り上げさせてもらいましたけど、この件につきましてはですね、また詳細は特別委員会の方で具体的に、たくさんまた質問を出してありますし、今からそのあたりの回答をもらいたいと思います。

で、町長に最後にですね、ぜひ1個だけお願いしておきたいのは、先ほど言ったようにですね、本当にそのプライオリティーですね。町民の命を守るためにには本当にどうするのが一番最善なのか。で、完全なものでなくとも、もう進められるとこから進めていくということを、ぜひ、もうお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

答弁はよろしいですか。

（下村議員から「はい」との発言あり）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休憩 10時 00分

再開 10時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5番（亀沢徳昭君）

おはようございます。

初めての質問で、要領を得ないところもあるかもしれません、そこはご了承くださいませ。

それでは早速、通告書にありますように、町政の活性化についてお伺いを致します。

町政の活性化については、地場産業の活性化が一つの大きな要因と考えられます。その中でも、各地区に根差した一次産業の活性化が重要だと私は考えております。町長もその認識を持って地場産業の活性化に努力し

ておられるということは、私も十分承知をしてるところでございます。

そこで、2つのことについて町長の所信をお伺いを致します。

まず1つ目は、六次産業ということについてお伺いを致します。

そもそも、この六次産業とはです、今村奈良臣（いまむらならおみ）東京大学名誉教授が最初に提唱されたもので、提唱された当初はですね、いわゆる一次産業、プラス二次産業、プラス三次産業、イコール六次産業という考えに基づき、ここがまあ大事なところですが、六次産業は一次産業、いわゆる農林漁業の従事者による二次産業や三次産業への取り組みが、新たな付加価値の創造や農林漁業や農林漁村の活性化につながるということを提唱したわけです。

ところが最近ではですね、まあ、このいわゆる基本になる一次産業が衰退をしてゼロになれば、この六次産業というのは成立しないということで、寄せ集めでなく、それぞれがかかわり合うということで、1掛ける2掛ける3、イコール6という掛け算で考えるようになってるようですね、私のこれは勉強不足で、通告書には足し算で書いておりましたが、これを掛け算に改めさせていただき質問を致したいと思います。そのへん、よろしくお願ひします。

黒潮町も、黒潮町過疎地域自立促進計画の中に六次産業起業人財育成事業として予算を計上をしておりますが、この事業計画を立てておりますが、その事業内容と目的。また、現在、何名の方がこの事業に参加をされているのか、それを併せてお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それでは亀沢議員の、町政の活性化についての1つ目、六次産業の推進援助について私の方からお答えさせていただきます。

町政の活性化についてですけれども、議員言われるようにですね、地場産業の活性化が重要であることは議員と同じ認識を持っています。また、最近特に言われている六次産業化の推進についてですが。従来の農林漁業者であればですね、農林漁業の生産や漁獲、これだけをですね、行っていたものを、食品加工やですね流通販売、まあ、その分野はほかの事業者に行ってもらいました。そういうことでですねありましたけれども、その農林漁業生産物をですね、加工販売と一体化し、地域資源を活用してですね、もうかる農林水産業を実現し、農産漁村の雇用確保と所得向上を目指すことがですね、六次産業化と呼ばれております。

国はですね、この六次産業化を推進しております、六次産業化法をですね平成23年3月1日に施行し、この法に基づきまして総合化事業計画および研究開発、成果利用事業計画、これらの申請の受け付けを開始されたようです。

この六次産業化法ではですね、農林漁業者が経営の改善を図るために総合化事業計画の認定制度がありまして、例えばですね、経営の多角化やですね、新商品の開発加工、販売拡大などのですね総合化事業計画によりまして、認定要件の事業主体はですね、まあ農林漁業者でありますけれども、個人、法人、またJAやですね、集落営農組織、これらがですね行う事業であることが要件になりますけれども、これらの認定を受けますとですね、農業改良資金の償還期間の10年から12年への延長やですね、試作品開発や販路開拓に対する補助がですね、認定要件によって受けられることになっています。

また、この六次産業化についてですけれども。高知のですね六次産業化支援の取り組みについてはですね、平成23年のですね7月に、農林漁業者のご相談に対し総合的なサポートを、これを行う窓口としまして高知6次産業化サポートセンターを開設しています。このサポートセンターからですね六次産業化プランナーという、

まあ企画計画を立てる人ですけれども、プランナーをですね派遣をしてくれるようですね、具体的なですね案件があつたらですね、議員言われるよう、町の活性化につながる取り組みについてはですね、町も一緒になって取り組みをしなければならないと考えています。

議員言われるようですね、一次、二次、三次の足し算でなく掛け算という形はですね、議員、説明したとおりと私も認識しておりますけれども、今村奈良臣さんという方が提唱した造語であるようですねけれども、これについてはですね、議員言われるよう、現在はですね掛け算という形に今村氏が再提唱をしているという状況であります。

それから、過疎計画ですけれども。まあ具体的にはですね、先ほども申しましたけれども、この六次産業化についてはですね、まあ一次産業者が直接、二次、三次産業を取り入れた中での取り組みになりますので、そういう具体例ができればですね、やっていかないかんということもありますし、今、事業計画も立って、やつていかなければいけないかんということで、過疎法に基づいてですね、やっていけるようにですね計画をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

課長、すいません。物静かな課長やけど、ちょっと聞き取りにくいとこがあるそうですので、マイクを次の答弁からですね、マイクに近づくか、もう少し大きな声でよろしくお願ひします。

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

先ほどの答弁の中にですね、まだ、この自立促進計画では、要望があればやっていくというふうな答弁と私は取りましたが。

ということは、予算は計上してるんだけども、まだ、そういう事業は行ってないというふうに取っていいんでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

促進計画のことですけれども。農林水産物の利用の促進についての計画ということで、促進計画をですね国から定めれるように努めるということになっております。そういうことでですね、計画策定をする方向でですね、関係課、または室でですね協議をしていきたいと。これがないとですね、いわゆる六次産業化の援助はできないということになっておりますので。

この説明についてはですね、今年の7月に、その農林水産省の方からですね中国四国ブロックの説明会という形で7月にあつたばかりですので、それに基づいてですね、今からですね取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

それでは、この六次産業起業人材育成センターの事業で、そういう方がもし出してくれればですね、事業を進めることになるわけですね。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

事業を進めるというのはですね、まあ先ほども説明しましたけれども、私としてはですね、実際これに取り組むのは一次産業者の、まあいわゆる個人、法人等ですけれども、そこでですね、町ができる分野。例えばですね、サポートの支援センターなどへの取り次ぎとかですね、取り組みに対して一緒にになって考えていくとか、そういう分野をやっていくわけですけれども、促進計画についてはですね、町の方で考えていかなければなりませんので、室とですね海洋農林とも話しながら作っていく計画あります。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

まあ、室としてはまだはっきり理解に欠けるところがあるのですが、これは私が素人ということで、この件についてはこれ以上、追及はしません。

で、それでですね、そういう一次産業者の方がそういう六次産業を進めていく中で、いわゆる特産協のような組織ができた場合、特産協が今行っている町の施設ですね、特産物加工施設センターとのかかわり、関係はどうなるのか。別のそういうような施設を造るのか。それとも、その施設の中に一緒に取り込んでいくのか。そのところをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほどのご質問ですが、一次農産物の商品開発とか、特にそれを販売していくというような組織ができた場合のお話ですが。まず、産業推進室としては、今も特産協にかかわりながら進めているわけですが、それの中のいろいろなノウハウ。情報とか知識とか、まず販路の開拓とか、そういうことについてのご支援はさしていただきます。

また、そういう組織が立ち上がった場合には、その中で、その加工施設についてはちょっと協議して、利用については協議していかなくてはならないと考えます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

その協議をしなきやならんということはですね、その施設の中にもう一緒に取り込んでいくか、あるいは別のものを造るかということを協議をするということですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

今の段階ではですね、ちょっとそういうことを想定してませんでしたのでね。個人の方が、この事業でもし利用されるんでしたら、その個人の方の支援をしていくということですが。今の状況でしたら、あくまでも指定管理者は特産協です。ほんで、その中で、まあ加工とかそういうものの試験的なことで利用したいとか、そういう部分についての協議です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

はい、分かりました。

それでは次の質問ですが、これは先の質問と内容は基本的には同じものですが、ただ内容がですね、ちょっと具体的というか提案型の質問内容になっておりますので、まあ分けて質問をさせていただきます。

当黒潮町はですね、総面積の約 80 パーセントが森林であり、木質資源の豊かな町ですが、その豊かな資源が生かされてないのが現状でございます。その 1 つの原因に、木材市場の低迷があると思います。町でも黒潮町過疎地域自立促進計画の中で森林整備地域活動支援交付金事業として事業を立てておられるが、その内容と主なる目的を伺い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

活動支援事業の中身についてですが、それについては作業道の維持修繕とか森林整備計画、そういうものについての支援を行っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

確かに、その山林の維持管理というか、そういう作業道とかいうものの整備も大事なことですが。しかしですね、ここで生産された製品、いわゆる用材が本来の用材として活用し切れてない現状があるわけですね。

そこで、ここで発想を転換しまして、これまでいわゆる用材として利用していくという考えにとらわれず、付加価値を付けたいわゆる燃料用材として考えを取り入れた場合、新しい森林活用の道が開かれると考えられます。その鍵の 1 つとなるのが、木質ペレットというものがあります。

で、この木質ペレットを燃料として利用する所は、まあ有名な所では梼原町をはじめ、芸西村、春野町などがあります。高知大学では平成 19 年度において、芸西村でビニールハウスにおける木質チップボイラーの燃焼実験というのを行っておるようです。その中で、このビニールハウスの加温についてはですね、木質チップよりも木質ペレットがビニールハウスの加温に適しているという研究結果を出しております。

また、高知工科大学地域連携機構、地域活性化研究室の永野正展（ながのまさのぶ）教授もですね次のように語っておるわけですが。

森林資源を用材利用と考えずに、いわゆる流木や間伐材を燃料として考えてみると、丸太として山から搬出する必要がなくなる。つまり、用材として搬出する場合には、ある長さのものがないといかんわけです。ところが、燃料として見れば短く切ってもいいわけですので、そういうことです。ほんで、運送経費が軽減できる。例えばですね、ミカン畠の収穫に使われておるようなモノレールのようなものを応用してやれば、大規模な林道を造らなくても、その設置費用が削減できるということを提案をしております。

また、その中にですね、いわゆる農業ハウスの燃料を木質ペレットに切り替えた場合、それらの他の関連企業。例えば、ボイラーを製作する企業とかいうようなものを含めた、いわゆるそういうものを含めた新しい火器製造を、この金額を試算してるわけですが。それによると、県内にそういうものができてくると、約 100 億円ぐらいの試算をしてるようです。

そこで、このように木質ペレットは林業振興の一つの起爆剤と考えますが、町としてはこの木質ペレットについてどのように対処していくのかお伺いをします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

通告書に基づいて、木質ペレット製造の推進および援助について問ういうことでお答えさしていただきます。

木質ペレットは、森林率84パーセントの高知県としては有用な自然エネルギーと考えております。木質ペレット燃料は再生可能で、地球環境にダメージの少ない木材を原料とした新しいエネルギーです。原料は、間伐材や製材の端材などが使われ、乾燥、破碎、圧縮することで、小粒状の固形燃料となっております。

木質ペレットの特徴的なことを2点挙げますと、1点は、原料である木々は成長する過程で光合成をするときにCO₂を吸収しております。それを燃やしてできるCO₂は、もともと木々が吸収したCO₂が空气中に戻るだけで、新たなCO₂を生み出すことがないので、化石燃料を使用しない分、CO₂が削減できるエネルギーです。

2点目は、地元の山で間伐材が資源として利用できるということです。

議員質問の、推進および援助についてですが。県の取り組みは、県が事務局となり高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会を設置し、年に4回程度の会を開催し、その中で、流通の安定化、焼却灰の再生利用、ペレットの品質分析等を協議しております。また、ボイラーの製造販売業者や行政との情報交換会も行っております。支援費としては、施設導入やボイラー、ストーブ購入に補助を実施しております。

県下の導入市町村を見てみると、安芸市ではペレットの製造施設に5,000万くらいを掛けており、内訳としては、県、国が2分の1、ほかの2分の1が一財となっております。梼原町ではこれに、ボイラーの製造施設に2億5,000万を掛けております。国が2分の1、町が2分の1で事業を実施しております。共に、キロ当たり30円から35円で販売しております。

県下の普及状況では、家庭、園芸施設、セメント工場、製材工場で利用されております。県内では21年度でボイラーが73台となっております。

以上、ただ述べてきましたが、今後の利用推進の課題として考えられるのは、間伐材を集成する体制、コスト削減とかコストの問題。2番目として、ペレット専用のストーブの普及。3番目として、焼却灰の処理、再生利用の方向性などが考えられます。

そこで、以上を踏まえてペレット製造については、町内の需要と供給、あるいは企業化など、森林組合と協議をしたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

そしたら、町としては森林組合と協議をして、これから事業を進めていくという解釈でよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

需要と供給ですね。そういうものが町内の中でちゃんと循環できるかということを調査して、考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

これまでが六次産業についていろいろ質問をしましたが、この質問を私がなせするかと言いますと、当初に言いましたように、いわゆる町の活性化ということについてはですね、各地域に根差したいわゆる一次産業、これの活性化が第一でないかという思いがありまして、この質問をさせていただいたわけです。

で、この一次産業がいわゆる活性化すれば、それに伴って、二次産業、三次産業も活性化していくんではないかという考えでありますので、そのへんのところよろしくお願ひをします。

初めての質問で、的を射ってない質問になったと思いますが、次回はもっと勉強して、もう少し突っ込んだ質問をさせていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

次の質問者、池内弘道君。

13番（池内弘道君）

初めての質問ですが、よろしくお願ひします。

通告書に基づいて質問させていただきたいと思います。

今まで、何人かの議員さんが質問されています庁舎の位置についてですが。

庁舎移転については、3月11日震災後、庁舎の位置について再検討を余儀なくされる状況になった。先日、町長から位置の変更について説明を受け、特別委員会で庁舎位置の現場視察により確認を行ったことあります。

そこで、これまで庁舎移転検討委員会の答申を参考にしながら対応してきたと思われますが、今回のスケン谷への庁舎位置を決めるに当たり、検討委員会の答申をどれだけ尊重し、参考にしているかを伺いたいと思います。

これは、元庁舎建設検討委員会が1年以上の時間を費やし、また6回の会を開き、また報告書に全員の名前を記名し、責任ある選定を定めた3カ所の候補地が出てきています。それを基に参考にしているのなら、また今、新たにスケン谷という位置が出てきている以上、その責任ある選定をしていただいた元検討委員会の方々の重みがないと思われますので、そこを町長にお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

検討委員会の答申をどれだけ尊重し、参考にしているかというご質問でございます。

足掛け2年間にわたりご協議いただきました検討委員会から、平成22年2月15日に答申をいただきました。

協議の中で候補地選択について重点を置かれた点として、1点目は、近い将来必ず来ると予想されている南海大震災および地震に伴う津波対策として、町民の生命、財産を守る拠点としての機能や安全性。

それから2点目は、庁舎を黒潮町の中心、もしくは現在位置より東側に移すことにより、黒潮町中東部の理解を得るなど住民感情への配慮、大方地区と佐賀地区の融和。

3点目は、庁舎付近の町並みや関連施設との連携、公共施設や商業施設の発展性、まちづくりの発展性でございます。

そのほかにも、災害時や非常時のことだけでなく、平常時の住民にとっての利便性や交通アクセス、高齢者や障がい者の利便性など、さまざまな点に留意されたとのことでございます。

答申をいただいた後、東日本大震災が起き、それも大きな判断材料とさせていただいたところでございます

が、ここでは検討委員会の答申をどのように参考にしたかということでございますので、そちらに絞って答弁をさせていただきます。

まず、1点目の津波対策でございます。

3.11を受け、平地での建設が困難であるとの結論に達したのは、これまで答弁させていただいたとおりでございます。検討委員会からも2カ所の高台をご提示いただいておりますが、災害直後の職員参集を考えますとスケン谷の方に優位性があると思われます。

2点目の中東部の配慮でございます。

主に佐賀地区のことであると理解をしておりますが、今のところ佐賀支所を廃止するといった考えは持っております。併せて、佐賀地区への配慮は違う形で行うべきである、そのように考えております。しかしながら、答申を参考にということであれば、この点につきましては答申に反するものとなっております。

3点目の関連施設との連携や発展性でございます。

関連施設との連携につきましては、地方自治法第4条にも、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を図らなければならないとされ、こちらも他の2カ所より優位であると考えております。

また、ご理解いただきたいのは、東北地方太平洋沖地震による津波被害は答申後であり、これまで以上に災害対策本部としての機能をはじめ、防災に留意さしていただきました。

また、国道56号大方改良の進ちょくや、現段階においては発行期限の延長が確かでない合併特例債の発行期限など、時間的制約にもご理解をいただければと思います。

また、これまで度々申し上げてまいりましたけれども、検討委員会と執行部、そして議会との関係でございます。執行部がさまざまな情報を収集し、最終決断をし、議会にお諮りをするといったのが議会と執行部の関係であろうかと思っておりますけれども、その執行部だけでは、行政だけではなかなか判断が困難であるといった場合に、諮問機関を設け、判断材料を提供していただくというのが検討委員会と執行部の関係であると、そのように考えております。

そうしますと、今回の検討委員会と議会、そして執行部との関係は、庁舎移転という大きな問題について判断材料を検討委員会から提出していただき、それをはじめ、他の情報も総合的に勘案しながら最終的にスケン谷を決定し、議会にお諮りさしていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

詳しい内容はよく分かりましたが、今から議会との承認を得ないかんということで、どのぐらいの議会との協議の場をいただけるか。多分、地震対策検討委員会の方にもまた協議の場を設けていただけると思うですが、やはり議会が承認しないと庁舎の問題は解決しないと考えております。

先ほども申し上げましたが、議会との協議の場、あと何回ぐらい予定しているか聞きたいです。お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで度々申し上げてまいりましたように、議会との連携を図ってまいりたいと思っております。

しかしながら、今補正に計上さしていただいている用地測量と、それから造成設計。こちらをお認めいただかなければいけないかで、議会との協議スケジュールが多少というか大幅に変わってこよう、そのように考えております。

まず、用地測量させていただいて、面積あるいは境界を確定させていただく。あるいは工程、そちらの方の情報提供は用地測量後に議会の方へ提示できると思います。

また、造成設計の費用をお認めいただけますと、プロの方に、こういった造成ができますよと、そういう判断材料を議会にご提示できると思います。

ご承知のとおり、スケン谷、切り盛り構造となります。また、大方バイパスの外カーブに進入路を設置するようになろうかと思っております。そうなりますと、進入路の位置、あるいは庁舎の位置、あるいは切り盛りの高さ、あるいはこう配、そういうたさまざまな諸材料がない中で議会の方もなかなか判断しづらいであろうと、そのように考えております。そのために、判断材料を皆さんにご提示させていただくために、今回、用地測量と造成設計費用を計上させていただきました。

また、議会との連携あるいは協議でございますけれども、震災対策特別委員会でも庁舎位置について検討をすると明言をされております。当然、そちらの方とも連携を取ってまいりますが、それ以外にも議員の皆さん全員との報告あるいは協議の場を設けたいと思っております。こちらにつきましては、行政単独で決定できることではございませんので、議会終了後、議長と協議をさしていただきながら、スケジュールを決定さしていただきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

黒潮町の中心となる庁舎のことですので、十分な議論と密な連携を取って、これからも議論していただきたいと思いますが。

先ほども用地測量、造成設計費、一応、今回のスケン谷に対しての検討の材料ということで受け止めてよろしいですか。

で、受け止めて考えるときに、私はやっぱり元検討委員会の1年間にわたる検討結果、1、2、3。今やったら1番の弘野地区ですが。私は、弘野地区を含む鞭地区から多くの人の負託を受けて、この場に、議会の場へと押し出されております。材料としての、その用地、造成設計のものであれば、また弘野のことも僕は今から追及し、前に向けて庁舎の検討として意見を申し上げたいと思っていることですが。

そういう弘野が出たときに、そういう考え方を変えるとか、そこを参考にしてくれるという町長の考えはありますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

前段、下村議員の質問にもお答え致しましたように、判断材料として議会にお示しさせていただきたいと思っておりますけれども、執行部としては、ぜひスケン谷に建設させていただきたいと、そのように考えております。

その中で、まあ非常に可能性は低いと思っておりますけれども、造成設計をする中で、明らかに適地ではないと、そのような結果が出た場合には考慮する必要があろうかと思いますが、今のところ、そういうことにはならないであろうといった確信を持っております。このまでの工事、あるいは国交省の道路設計等々の切り盛

りの設計から考えますと、まあそういう地質的に駄目であるといった結果にはならないと、そのように考えてるので、執行部としてはこのスケン谷に建設をさせていただきたいという考え方でございます。

先ほど申し上げたような突発的なトラブルがない限り、弘野を提案させていただくことはないといったのが現段階でございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

これから協議していく中で、やはり私どもの方には、なかなかその材料的な面が少ない状況でございます。で、スケン谷の方の情報は、執行部、町長部局の方がある程度持ってると思いますが、そこに対象する弘野地区の材料というものは私たちには少ない面があります。

そういう材料を提示していただけるような考えはございませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご承知のとおり、庁舎移転検討委員会の中で複数回にわたって協議がされました。その議事録と、それから2月に頂いた答申書がございますので、そちらの方を議会の方へ提示させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

ここに資料があるのですが。

これは検討委員会のときの資料だと思いますが、一応、弘野団地西隣の総括表ということで、造成面積とか概算工事費、ここに一応あるがです。で、ほかの庁舎東側駐車場とか大方スーパー付近、まあスケン谷ではありますせんが、そういうがの概算工事費いうがも、ここに僕は資料を持っているわけですが。

これを基に、今のスケン谷の庁舎と、自分たちがこれしか持っていない材料とで判断材料としてもかまんということですか。もう判断材料が少ないので、協議の場にもう少し詳しい判断材料を提示していただきたいと思いますが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

本議会終了後にお伺いを致しまして、どのような資料提示が望ましいのか相談させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

町長の方も、これからもずっと協議をしていただけると。で、また詳しい材料等も、資料等も提示していただけるということですので、この件については終了さしていただきますが。

私としては、先ほども申し上げたように、鞭地区の負託を、多くの人に負託を受けておりますので、弘野地区への庁舎の移転を強く進めていきたいと思いますので、その旨、町長、また協議の場、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2番の、医療費無料化の実施についてですが。

これは再三、今までの一般質問の中でも、先輩議員さんたちが何度も質問している問題ですが、黒潮町では、医療費について現在就学前の乳幼児を無料化としているが、医療費の無料化は子育ての支援上からも大変重要な施策と考えております。

21年3月の議会のときに前門田議員が、この同じような質問をしております。そのときの当時の健康福祉課長の答弁が、この医療費無料化に対しては、福祉行政にとって避けては通れない課題だと認識していると答弁をされておりますが、それ以来、この問題についてどのような検討、話し合いがされてきたかをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

池内議員の、医療費無料化の実施についての質問にお答え致します。

本町の医療費助成については、就学前までの乳幼児を対象に、入院、通院の費用を無料化しております。

平成22年度の実績では、乳児から就学前の幼児の対象者、延べでございますが472人。医療費助成額は1,540万余りとなっております。入院件数が97件、通院件数は7,240件が対象となっております。

ご質問にありますように、この医療費の助成については、これまでの議会でも拡大の意見がありましてお答えしておりますが、国の子育て支援の制度化、また財政的なことから就学前までということで見送ってきたところです。しかし、国の制度もですね、子育て支援の制度、新たなものが見られず、町としてもですね、子育て支援の検討をする中で、乳児、児童の健全な発達、また、制度の拡充について検討していきたいと考えております。

県下の市町村の状況でもですね、制度改正によりまして対象年齢を拡大している市町村が多くあります、23年度4月現在で県下市町村の中で、中学まで、15歳までの医療費助成がですね大変多くなっております。

また、幡多管内では就学前までの制度は本町と四万十市のみとなっておりまして、人口減が続く中で少子高齢化の傾向が一段と強まっておりまして、本町としてもですね子育て支援の策として、今後、財政との調整を行って、対象年齢の拡大について検討していきたいと考えております。

まあ今後の協議になりますけど、対象年齢を15歳までということで検討していきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

すいません。まだまだ厳しく追及しようと思ったのですが、前向きに検討してくれるという返事をいただきましたので、なかなかこれ以上質問するわけにもいきませんので。

ぜひとも、若者が希望を持って子育てができる黒潮町を目指して、また安定人口拡大のために、やっぱり福祉の充実は必要だと思いますので、この問題については早急に進めていっていただきたいと思います。

すいません。返事が前向きな返事でしたので、これ以上質問することがなくなりました。

申し訳ございませんが、これで。

（議長から「もらいますか、答弁を」との発言あり）

はい、答弁は構いません。また。

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休憩 11時 03分

再開 13時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、明神照男君。

10番（明神照男君）

ただ今、議長よりお許しをいただきまして、5問について町長に質問致します。

その前に、まあ皆さんもご存じのように、私、同僚議員であった村越の比佐夫君と申しますが、まあ病気で亡くなつて。皆さんもご存じのように、今回の4月の選挙にはどうしても出たいというご本人の意思であつたらしいですが、それがかなえることができたことを、何となく同僚として氣の毒と申しますか、思つております。まあ私も含めてですけれど、一つの時代がもう終わりつつあるかなという思い。

というのは、私、自分が知つてゐる行政の関係者、それから自分ら議員の関係者の中で、いい悪いは別にして、比佐夫君ほど町のある面の仕事をした人はおらんがやないろうかいうような思いを自分、持つておるがですがね。まあ、そういう、私たちにはなかつた部分、そういう部分を勉強させてもらつて、これからは私自身に残された活動の中で生かしていきたいというように思つております。

それで第1問、町長、入りますが。

今、私たちに言われておることが、政治の責任ということを言われております。今、私たちはそういうときに、この黒潮の町で、いずれそう遠くないときに起きてくるということが予測されておる南海地震といいますか、まあ天災ね。これに対する責任が、自分は問われる時期やないろうかという考え方しております。

そういうことで、まあ第1問。新しい、その庁舎の予定地。それについて、地震、津波。それに対する、まあ危機管理と申しますか、それを町長に質問致します。

まあ、このスケン谷ですかね、今度提案されたね、いうあれで。まあ今日の新聞にも想定外の防災という高知新聞の見出しの中で、まあうちの町は、その移転先の変更をしたということとともに、それでまあ町長としたら、ハード面での減災には、まあ限界があることを痛感したという言葉が町長の言葉として載つておるわけでございます。

そういう中で、私たちもその新しい今度のスケン谷が、想定の中では前町長のときに決めた、この現在の位置のちょっと東側では危険なからということで、まあ6月議会に町長も決定した位置では問題があるという発言の中でスケン谷の選択されたと思います。

そういうことで、まず、今度の地震に対する町長として、それから黒潮町としての危機管理。そういう問題について質問致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

通告書に基づきまして、新庁舎予定位置の南海地震津波等の危機管理について答弁させていただきます。

これまで繰り返し申し上げてまいりましたとおり、新庁舎予定地につきましては、これまで以上に防災と

いう観点に留意させていただきました。今後、協議を進めながら議会にお認めいただき、スケン谷に建設させていただきますと、庁舎そのものが広域1次避難施設として機能するものと思われます。今後、国道56号大方改良の進ちょく状況に併せて避難道の整備を計画しております、広域的な避難が可能になると、そのように考えております。防災という観点からも、複合的な優位性も当然ございます。

また、これまで申し上げてまいりましたように、発災直後の行政として取るべき初動。これは、いかに短時間で多くの職員が災害対策本部に参集し、情報収集をはじめ所管の作業ができるかであると考えております。今後、南海地震対策推進本部の協議において、本部機能の見直しにも着手致します。また、住民の皆さまの2次被災をできるだけ軽減できるよう災害対策本部を機能させることができ、庁舎に関連した被災時における最大の危機管理であると、そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ町長の危機管理に対するお考え方、分かりました。

ただ、自分思うのは、その危機という問題をね、自分は従来の考えていた危機では、自分いかんときに来たがやないかというように思うわけです。そして、先ほどのあれじゃないですが、想定される危機。自分、みんなが、先にも聞いてもらうことですかんど、考えられる危機には対応しておると思うがです。

ほんで、その庁舎位置の問題も、まあ聞くとこによると、この低いとこでも地震があつて津波が来ると、まあ1回ばあは漬かっても、もうしやなかろうというようなことも話の中にあって決めたということで、いう話を聞いたわけです。ほんで自分自身も、まあそんなあれやけんどという思いが、現実に3月11日の東北の地震と津波を見たときに、これじやいかんというように自分思いました。

それで自分6月議会には、自分が、まあ範囲は広いあれになりますけれど、国営農地、この上のね。まあ上いうてもあれですかんど、もうそういうところへ庁舎を持っていって、順次、公共の機関らも移すと。それとともに、そうなると町民の皆さん、まあ大方の皆さん、場合によつたら佐賀の人も、ああ、あこやつたら言われる、心配されるような、20メーター、30メーターの津波が来てもかまんかも分からん。ほいたら、あそこへ家建てろうかという、自分、形が、自分には思われたもんで、6月議会にまああそこを、自分はあそこへという話をさしてもろうたことで。

まあ、この庁舎の位置の問題は、同僚議員何人かも質問があります。そういう中で、まあその危機管理については、自分は、想定される危機やなしに、その想定できん言うとおかしいですけれど、そういう問題を基にして、まあ今回の位置も決めないかんがやないかという思いを持って、この危機管理の問題について質問さしてもらつたことでした。まあ、これにつきましては町長のお考え、今お聞きしましたもんで。

次の、その新庁舎建設によるまちづくり。まあ何かそこにはまだ、議案説明のとき全員協議会の中では、その近くと申しますか、造成する土地もあっていうようなお話をござましたが。そしたら、この新庁舎を造ることによって、うちの町、黒潮町の町長のそのまちづくりというか。

現実に、自分、そのスケン谷。まあ、これはこっち、まあ欠席さしてもろうて、こちらが悪いがですかんど、よう行かざつたもんで、どういうようなとこか分からんがですが。自分の思いでは、まあ20メーターぐらいの高さやというお話をもんで。想定される、まあこれは白鳳言いますかね、千年も昔の起きたという地震。そういうあれが、自分は今度は来るがやないろかということを基にして考えるもんで。そしたら、庁舎は残つたけんど、町はなんちゃのうなつたと。それが、この前、自分ら三陸へ行ったときの現実の問題。そういうあれがね、自分には考えられるわけです。

そういうことで、その町長がスケン谷へ庁舎を建設したときに、黒潮の町のまちづくりの構想、それをお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

前段申し上げましたように、新庁舎に関連する避難道の整備を行ってまいりたいと思います。

また、まちづくりという観点からは、下村議員に答弁させていただきましたように、その余地を確保するといったことが重要であると考えますけれども、現在の人員あるいは財政からは、現段階ではこの余地を確保するといったことが精いっぱいであろうと、そのように考えてるところでございます。

また、関係機関でよく言われております、長期スパンで居住地域を高台へ移転するといったことにも対応できるような計画的なまちづくりを行う必要があると考えますが、現段階においては新庁舎建設によるまちづくりといったことを、詳細については協議を致しておりません。

しかしながら、議員ご指摘のように、危機管理の中心に新庁舎を据え、後年、まちづくりができるようにしておくことは重要であると考えております。

また、新庁舎をスケン谷、いわゆる入野地区に建設することで、これまでの町の中心部、そこと一体した中心街が形成できると、そのような有利性はあろうかと思います。長年のスパンで高台に居住地を移転するにしても、しばらくの間は、この低地でご商売を営まれる方が圧倒的に多数でございますので、その方たちの生活の保障、あるいは今後の経済の優位性、こういったものも担保していくかなければならない、そういった総合的な判断の上でのスケン谷でございます。

また、新庁舎を建設しますと、先ほど申し上げましたように2次避難施設としてではなく、1次避難施設として直接避難していただける、そのような考えを持っております。なおかつ、国道56号大方改良の進ちょくが進みますと、それに併せて町単独の避難道の整備をしてまいります。そうなりますと、相当広域の方が庁舎の方へ1次避難をしていただける、そのように考えております。

防災という観点からは、これまでにない防災のまちづくりができると、そのように確信してるのでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ町長のまちづくりのお考え、分かりました。

自分は、先にも聞いていただいたように、従来のもう考えのまちづくり。このスケン谷の資料にもあります、このメリットとして、周辺に公共施設、商業施設、文教等、まあそういうものもあると。ほんで確かに、今を基準にして考えたら、メリットかも分かりません。

が、今自分らが一番考えないかんことは、まあ想定の範囲というか予測ですが、30年以内にはその地震が来るがやないかと。ほんで、それが場合によったら明日かも分からん。が、仮に10年あったとしたときに、そしたら10年まではスケン谷に庁舎を建設して、それを基にした町しか考えれんと思うがです。

が、仮に、まあ自分これ思うことですけど、その。まあ、自分も漠然とその国営農地、国営農地言うだけですが。仮にそういう適当な場所があって、それで2年、3年後に、仮に庁舎ができるとしたら、それから後は、先に聞いていただいたような高台への町。これが今、東北で言われて。これも百年、明治の地震のときとか、その前のときから東北では言われていて、それで、それを実行した地域が残っておるいうことも、もう現

実に自分らは情報として持つておる。それをね、自分は生かすがが、まあ初めに言わしてもらうた、これ政治の力、政治のほんとの仕事やないろうかというように自分は考えるわけです。

そういうあれで、ほんで自分も、まあ地震、南海地震。まあ、あと自分どれればあ生きるか分からんがですけど、一日でも生きていきたいという思いと、けれど、生きちょうど間にそんな地震が来て、今日起きるがも嫌やという矛盾する思いの中で。ただ町長、この中においでる中で、仮に30年後にそういう地震、津波がね、仮に来るとしたら、自分はおらんなつちよるか分からんけれど、町長は今の決断というか選択が自分の目で良かったか悪かったかということを見ないかん立場に、自分は恐らくおいでると思うがです。そういう、まあ自分は考え方を持っておるもんで、この新しい庁舎の、この9月議会始まってからの町長の、そのスケン谷への思いは思いとして分かるがですけれど。

まあ午前中もでしたか、このスケン谷を。まあ、これはいろいろ先ほど、午前中の話、答弁にもあったように、いろいろの条件もあり、いうことになってくるとは思うがですが。

町長としたら、それ以外の選択はないというお考えですかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

国営農地のお話が出ましたが、単純に例として出されたものと思われますけれども、少し補足させていただきますと、検討をしてないわけではございません。まあ検討した結果、まあスケン谷よりも優位性に劣るといったことでございます。基本的にはですね、国営農地の農地、これも重要な財産でございます。

被災地でよく高台にこう、官公署の機能ということも言われておりますけれども、もう1つ言われてることがございます。これ、災害時の基本でございますけれども、医職住というのが言われております。着るもの、食べるものの、それから住む所ではなくて、医療、それから職業、そして住む所。これも被災地に一つの重要な案件でございます。そうなりますと、食糧を担保する農地。これも非常に町としては重要な財産でございます。

それからまた、午前中も答弁さしていただきましたけれども、執行部と致しましてはスケン谷を最終候補地として提案さしていただくと、そういうことでございます。今後、議会の方に、スケン谷でよろしいかどうか、そういう判断材料を隨時提供さしていただきたいと、そのように考えてるところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

先ほどの町長のね、食糧の問題。自分もその考えは前から言わしてもらっていたことで。

ただ、食糧食糧言っても、人間が生きておってのことですしね、これは。食糧が大事やきいうてあそこを、まあ現在のように置いちょいて。それで、例えばの話が、明日地震が来て、3年後に地震が来て。それで、東北で今度まあ亡くなつた方とか行方不明の方2万人以上、まあ広い範囲でね、そういう犠牲者が出てたとき。で、自分はそういう犠牲者が、まあできたら1人でも出さんということの選択が、今自分らには求められておるがやないろかというように思うわけです。

それで、まあ午前中の答弁にもございました、その人間の命、それから財産。これ大事なことやと思うがです。けんど自分ね、今はもうそれ当たり前のことでよ、命を大事にするとか、財産を大事にするとかね。ほいたら、そのためにはどうせないかんかいう問題やないかと思うがです、今度の選択は。まあ、そういう思いで自分は質問さしていただきました。

そしたら、これはあれで、まあ町長のそのスケン谷の選定のあれも分かりました。

2点目の。

(町長から「議長、ちょっとすいません」との発言あり)

議長(山本久夫君)

答弁。

暫時休憩します。

休憩 13時 25分

再開 13時 26分

議長(山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

明神君。

10番(明神照男君)

今、町長から、職(しょく)は食べる食やなしに、職業の職というお話がありまして、それも大事なことで。はい、分かりました。

2点目の財政問題について。

まあ新しい政権ができて、増税と、それから蓮舫さんの行政刷新を、まあ表へ出しておるわけですが。

まあ、この増税の問題も、自分らは専門的なこと分からんがでけんど、いろいろな人の話からすると、税も確かに必要やと。一番あれながが国民新党の亀井さんですかね。こんな厳しいときに増税したらよ、いかんという考え方、いろいろあるわけですが。ただ、まあ現実に増税があり、それから、その増税の中には、まあ所得税から住民税。まあ今は引っ込めちよるけんど、消費税いうことも当然出てくるわけで。

ほんで、そうなったときに、自分、町も、町の財政も、それから町民の皆さんのお懐がどんなになるろうかということで、その問題について町長はどうのようにお考えかお聞き致します。

議長(山本久夫君)

副町長。

副町長(植田壯君)

明神議員の2番目、財政問題につきましてお答えさしていただきます。

この財政問題というか、まあ特に国の財政につきましては大変難しくですね、私たちもこの分析といいますか、そういう分がなかなか難しくてですね、意見の分かれるとこでございます。

まあ今回の野田政権の増税案はですね、2つに分けて考えることができるというふうに思います。

1つ目には、3月11日に起こった東日本大震災の復旧、復興のための増税。また、2つ目には、医療、年金、子ども子育て支援、雇用問題などの、いわゆる社会保障制度への財源に対する増税案であります。また、この増税を語るときには、単に増税のみでは国民は理解してくれないのでないかと思います。当然、行政刷新をセットにですね考える必要があると思っております。まあ1つの、復旧、復興への増税はですね、法人税と所得税を基本として考えているようでございますが、2つの社会保障制度関係は消費税アップを中心に考えているようでございます。

そこで、まあ、民のかまどと町民はどうなるかということでございますけれども。当然、税金を上げればですね、まあ一概には言えませんけれども、本町のように生産基盤が弱い所はですね、町民のかまどから出る煙の勢いは当然弱ってくると思いますし、町民の負担は大きくなり、日常の生活への影響は大きくなると思います。

しかし、税金を上げるということは、まあ悪いことばかりではありません。公共事業の拡充や、今の社会保

障を持続、発展することにつながれば、町はもちろんでございますが、町民の方々への行政サービスも拡充がされます。そういうことになりますので、そういった場合には町民のかまども安定してくるというふうに思いますし、ひいては安定した社会形成ができるのではないかというふうに思っています。

まあ従つて、この税金の問題は、国民の負担と行政サービスの在り方によって考え方方が大きく変わってくるというふうに思いますので、そこらへん、まあ、どうしてもこのことはですね、住民がどう選択するかの問題だというふうに思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、副町長のご答弁のように、ねえ。住民サービス、住民福祉いうてもお金が要る。で、お金がないとやれんから増税。

で、ただ自分ね、問題はよ、今度の野田政権、増税路線もよね、増税を決める人は困る人やないがやきね、これは。うちの町でも、6月議会に保険料の問題がありました。自分、そのときも言わしてもうたと思うけれど、保険料が上がってね、ここにおいでる皆さんで困る人、自分おらんと思う。そこにね、自分は問題があると。

これもね、経済成長でどんどんどんどん成長してからよね、なんちやせんでも収入が増え、まあ、なんちやせん言うたらいいませんけど、人並みなことしょったら収入が増えてきよったときはかまざつたと思う。けんど残念なことに今はよ、人並みなことしておったら生きていけん時代なってきようと思はうがです。

そういう中で、まあ自分はそういう考え方しちょうもんで。ほんと、果たして増税がいいか悪いか。自分は悪いという考え方。これは、それぞれの価値観の問題でね、考え方の問題で、自分が悪いと思うても、町長は、いや、そうやないというお考えやつたら、それはそれで町長のお考えとしてですけれど。

自分、この民のかまどやないですけど、まあこれは昔、親から聞いた話で、仁徳天皇がね、浪速大阪でずっと夕方見たら、煙が出よらん。聞いたら、今で言うたらご飯炊く夕食の構えもできんがやということで、そしたら年貢いうたかどうか、まあ天皇家いうかね、上（かみ）が上げるお金を止めろということで。それ何年かして、また煙が出だしたき、それからまた民からね、お金をもらうようにしたという、まあこれはあくまで例え話で作り話かも分かりませんけど。

自分はほんと、そこにね、確かに今まで、国も含めてですけど、もう人間、国際社会そのものが、まあ言葉はおかしいですけど、どんどん行け行けどんとん。その一番ええ例が、また後に出できますけど、電気が要るいうて原発までになった。けんど、その原発で今苦しめられだしたいう問題があるようによね、自分はね、この増税はよ、良くないと。その代わり、自分、保険のときも言わしてもうたように、町民の皆さんにも今のようなサービス、医療サービスやつたらね、どうしてもお金が要ると。お金が要りやあ、保険料も上げないかんと。お金が要らんような生き方をみんながこれ、今までとは違う価値観、考え方で考えてみようよということが必要やないですかいいうことを自分、聞いていただいた思うがです。

自分はね、今そういうことがね、ほんとに田舎、都市と田舎。都市はね、増税でもやっていけると思う。都会の人はね、所得が平均したら高いがですしね。けんど田舎はよ、働きとうても働けれん。ほいたら、働けれんということは税も払えんなってくるわけですかね。よう思うて、この問題は聞いたわけです。

それで、まあこれはして。2番目の、情報基盤整備事業が始まって、ほんと事業の内容と、それから7月から始まったわけですけど、現在、現状。それから、これから見通し。

というのは、この事業も、まあこの大方地区は防災の関係等もあって、そういう事業も片方で進めないかんから、それも一緒にして、この情報事業を始めるという説明があったわけで。が、現実に、防災に關係したそういう情報らにしても、結局、まあこれもこの前、三陸、地震のとこへ行ったときに聞いた話でもあるし、まあテレビでもよくあれしよう。なんばそんな設備しちょっても、電源がもともと止まつたらどうにもならざつた。ほんで、結果として携帯の活用いうこと。その携帯の活用は、自分らこの事業に取り組んだときからもう言いよつたがやったきね。いざれはそうなるがやないかよというあれで、まあ、この質問さしてもらうがですが。

町としてこれから後、そういう防災の情報伝達等も含めた中で、まあ2、3の町はこの新しい様式で取り組みを始めたとこもありますけんど。今言う、この事業の現状と、それから収支、財政的な見通し。それと、これからそういう防災についての町の考え方をお聞き致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

明神議員の財政問題についての2番目の情報事業関係につきましてお答え致します。

まあ情報通信基盤整備事業は、皆さんのご協力により工事の最大のピークは経過し、現在は自主放送施設の整備に取り組んでいるところでございます。事業内容につきましては、先ほど明神議員が申されましたように、いわゆる防災行政情報の伝達とかブロードバンドのゼロ地域の解消、また、携帯電話不感地域の解消、地デジ対策、そういうことが主な内容でございますけれども、まあ全体事業の計画は本年度で一応完了する予定でございます。

そこで、まあ収支の現状でございますけれども。この事業の収支につきましては、できるだけ皆さんに分かりやすくするために、情報センター事業特別会計予算で運営しているところでございます。従いまして、今年度の会計につきましては一般会計等特別会計を作っておりますので、またその部分でもご確認を願いたいと思いますけれども。

今後の見通しにつきましてですが。安定した運営になるにはですね、やはり2、3年が必要ではないかというふうに考えております。その間、自主放送の充実や、国、総務省の方針である、全国どこの地域でも民放4局以上の多チャンネルを目指して、サービスの内容の充実を図るとともに、まあインターネットとかテレビの加入率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

まあ、これからですね、無線、いわゆる携帯を中心にならせんかという話もございました。この件につきましても、これまでだんだんお答えしたと思いますけれども。確かに無線という、まあ大きなこともありますけれども、やはりこの情報基盤整備事業につきましては、皆さんのが安価に安定的に利用できるということはですね、この光ファイバー、光の使っております、こういった情報通信基盤整備が一番安定しておるというところで、町としても整備したところでございます。まあ、いろいろな形でですね今ありますけれども、やはり皆さんのが一番安価で安定的な利用ができるということで、こういう整備をしたところでございます。

また、防災の考え方でございますけれども。防災にはですね、100パーセント完璧にですね整備することはなかなか不可能だと思っておりますので、いろんな形でですね整備といいますか、そういったもんも考えていかないかんのではないかなというふうに思っています。

まあ、この情報基盤整備につきましては、当然、明神議員が申されましたように有線でございますので、線が切れますと、当然できなくなりますし、また電源が止まるとですね、当然発信することはできません。従いまして、町と致しましても今のところ、相当経費は高くつきますけれども、防災対策用といいますか、専用の

ですね携帯電話も何台かそろえてですね対応できるように、まあそういうことも考えております。

従いまして、まあいろんな部分でですね利用方法が違いますので、そういったことで今後もですね考えていきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ副町長のね、ご答弁のように、なかなか100パーセントの対応はできん。自分はそうやと思います。

しかし、この情報の問題は、町にしても、結果として。それから利用する町民の皆さん、それから利用しない皆さんにとって、いいか悪いか。で、このいいか悪いかの基準も物で考えるかね、気持ちで考えるかいうことやから、なかなかどちらが良うて、どちらが悪いことは言えんとは思うがです。

が、ただ1つね、自分反対してきたけんどね、ええことが1つある。

佐賀で何か話聞くと、自分と奈路君とこがこれやってないいうことでね。そいたらね、自分らも民間のテレビ見れん思うちょっと。ほいたら孫がね、おじいちゃん、このボタン押したら民間見れるぜよいうてね。ほいたら、この事業が始まってからうちでもね、さんさんテレビが見れるようになったがです。ほんで、それはうちは良かった、負担はないきね。

ということで、まあ副町長の答弁、まあ、これもまたあれしたらいろいろ長うなるきに、もう分かりました。それで3番目の、災害対策についての、まずカッコ1ですが。

自分、6月議会にも原発の問題についてでしたけんど、もう原発が要らん、原発の電気が要らん社会づくりをこれから考えないかんがやないかいう質問させてもらいました。6月には答弁はいただきました。

が、再度そのことについて、この原発の問題について町長に質問致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは明神議員の3番、災害対策について、6月に原発のない社会への行政への取り組みを聞いたが、再度伺うにご答弁致します。

いまだに終息が見えない福島原発事故以来、国民の多くが原子力発電に頼らない社会を望んでおることは議員も承知だと思います。そのことが表れておりますのが、段階的廃止への賛成が世論調査においても77パーセントにも上っております。こういったことからも、原発への依存度を縮小するための代替として自然エネルギーへの転換は、安全で安心な生活環境を持続的に維持するため必要であると考えております。このことは6月にも関連して述べさせていただいております。

国におきましては、先般、先月8月26日に、再生可能エネルギー特別措置法案、いわゆる電気買い取り法案が参院本会議において全会一致で可決、成立したところであり、来年7月から施行されます。まだ細かな部分での詰めは、これから来年度に向けて調整するようございますが、この事業につきましては、理論上は事業者の負担も要らない、いい。まあ、いいと言いますか、法案ではなかろうかと僕も感じておりますけれども、これらの事業に参入してくれる方へ本町としても誘致も含めですね、期待もしたいと思っております。また本町でも再生可能エネルギーの活用を検討しておりますので、可能なものは実施していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分、質問さしてもうちょうど趣旨はよね、で、そういう取り組みを町として具体的な形でやらんといかんがやないかよと。結局、電気は欲しい、原発は嫌やいうわけにはいかんがですしね、これは。まあ極端ですかんと、命をもう捨てて原発の電気を使うか、もう命が大事なき原発の電気は使わんかという問題。ほんで、自分はそういうような考え方をしちよるわけで。ほんで、町として抽象論理はもういかんときになってきちょうど自分思うがです、これは。

例えばの話が、今こうやって、ずっと電気がついちよる。もうこれ半分にしようよと。これ、できるがです。これ半分にしたらね、電気消したときは暗いように思うけんど、人間の目はね、慣れてきたら見えるがです。それを、人間の持っちょうど能力を生かすことせんずつによ、やってきたがが今の社会やと自分思う。で、それが、もうどうにもならんなってきよると自分思うもんで、ほんで具体的な形で町も。ほいたら、こうやろうというような取り組みね。まあ、もう個人ではやっておると思うがです。その窓の外なんかにあれを、リュウキュウアオイとかね、ああいうもんを植えてとか。ほんで、そういうね、そりや分かり切ったこと。それか、もうみんながやりよるかも分からん。けんど、そういうことを町が音頭を取って、うちの町はこうしようああしようとという取り組みが自分は必要じゃないかという思いで、再度質問さしてもうたがですが。

まあ子どもじみたかも分かりませんけんど、そういう取り組みは町長、お考えありませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

自然エネルギーへの回帰は必要なことであるという認識は持っております。しかしながら、単純にエネルギー政策を考えるのではなくて、まあ複合要素があろうかと思います。その中でも最も大きな要素が経済であると、そのような認識の下で、なかなか判断がしづらい。まあ、そういったのが現状でございます。

また、できるかどうかは別にして、まあ判断材料の収集の段階であるという前提でお聞きいただきたいと思いますけれども、亀沢議員から質問がございました工科大の永野先生を交えて、木質バイオマスプラントの設計の協議を進めております。しかしながら、課題が多数ございますし、不安定要素がございます。

まず1つは、8月に成立しました再生可能エネルギー、これの買い取りでございますけれども。現在、作業部会で、どの、どういった様式の発電の電気をどのような単価で買うのか。まずこれが決まっていないというのが、産業界から入ってくることが難しい一つの大きな要件であると思います。

それからもう1つは、木材の調達でございます。現在、黒潮町が工科大と進めております協議の規模は2,000キロワットでございます。これを木質チップで発電するとなりますと、年間2万トンの木材が必要になっております。ご承知のとおり、現在の幡東森林組合の柵の搬出量は3,000立米でございますから、まあ、その規模がお分かりいただけるかと思います。また、その搬出を町内で賄おうとすると80人の新規雇用が生まれるということでございますが、これも境界確定等々で、議員の皆さまご承知のとおり、なかなか若年層は山の仕事で定着しないと、そういうことから異業種からの参入が望まれるところでございます。

いずれにしましても、この何らかの再生エネルギーの施策は打っていく必要があろうかと思います。国と致しましても、地方に独自の再生エネルギーの事業について相当な推しがございます。それが、今県下で広まっています木質バイオマスであったり、あるいは小水力発電、こういったものであろうかと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、例えば、木質バイオマスのプラント1つを取ってみても、2万トン要ると。これ以下のもので失敗した事例が全国多数にございます。これはスケールメリットを生かせずに、生産

コストが高かったと、そういうことでございます。

また、亀沢議員からもありましたけれども、チップ工場でございますが。これも県下のチップ工場の生産量に比べて、現在、世界で進んでおりますペレット製造工場は、大体100万トンクラスでございます。これはもう高知県1県で取り組める量ではございませんので、国からの指導を待ちながら広域で取り組む必要があると、そのように考えているところでございます。

いずれにしましても、作業部会で再生可能エネルギーの買い取りが、秋の臨時国会、もしくは年明けの通常国会に出てこようかと思います。本格的な作業はそれからでも遅くはないと、そのように考えてるところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

タベも、あれはBSのフジかね、PRIME NEWS（プライムニュース）いうがで、その問題やりよりました。

自分思うにね、別に町長の今の発言に対してじゃないですかんどよ、やらんための理由付けと自分は思う。現実にね、よく言われる。今の原子力の電力に代わるには、自然ではこうせないかんああせないかん、どうにもならんという。けんど自分、今考えないかんことはね。今を基準にしては、もう何にもできんと思うがです、これは。それは時代に逆行というあれも出てくるか分かりませんけんどね。こればあしか電気がないと。発電力、出力がない。ほいたら、その出力を基にして、どういう生き方をせないかんかということをね、自分は今、日本人だけやない、自分、人類にね求められちようと思うがです。

まあ、まだ後であれも出てくるき、この問題はこれで。

それで2番目の、だんだんその問題にあれしてきますけんど、もし伊方の原子力原発に放射能漏れの事故が起きた場合、町長はどういう対策をお考えですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは2番目の、伊方に放射能漏れ事故が起きた場合、町の対策を聞くについてお答えを致します。

放射能漏れ事故が起きたときの町の対策ということでございますが、その前段、我々行政の責務としましては、先の議会でも報告しましたように、事故が発生することのないよう万全の安全対策を講じてもらうことが最も重要ではないかと思っております。今後も機会あるごとに、その要請も行っていくことと致します。

議員質問の、伊方原発で放射能漏れ事故が起きたときの町の対策はという質問ですが。これにつきましては、原子力発電所に放射能漏れ事故が発生したときは、原子力災害対策特別措置法第10条により、通称、10条通報と言うようでございますけれども。

原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたこと、その他の政令で定める事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに、主務省令および原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長および関係隣接都道府県知事に通報しなければならない、と規定されております。

これによって、国、県、市町村は連携をして防災対策本部を設置し、防災に努めるとともに、迅速な情報収集により、何よりも住民を安全な地域にいろんな手段を使って避難させることが最も重要なことだと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

これもちょうど今日の新聞へ出ちやったね。みんなも読んだと思うけど、福島事故を専門家反省、原子力学会シンポ。危険前提に対策を。うそばつか。

先ほどの課長のあれやないけど、事故を起こさない、人と環境を守ることを明確すべし。結局よ、そんなことじや、もうどうにもならんなんちよるがやきね。

たまたまこれも自分テレビ見たがやけんどね、日本の村主委員長さん。まあ、こういう原発の関係の。想定外のことは考えてなかつたき、対策回りません。そいたら、アメリカの同じような性格の機関の責任者のお話。想定外の問題は、想定外の問題としてその対応考えちよかないかんいうて。そこに自分はね、日本とアメリカの違いいうか。

まあ、あの話によると、日本は核戦争を頭から考えてないき、その対応をしちよらざつたいうてね。核を持っておるとこは、核の戦争を前提にした対応策があつちよるというようなお話で。ほんで、まあこれも、自分、町の対応を聞く。これ今の答弁ね、なんちや対応しちよらんこととおんなじことぜ、自分は。これは、今の答弁はよ、それこそ想定した中の問題に対して、こうしなさい、ああしなさい。けんど、現実の問題はよ、これ核だけやない、原発だけやなしによね、自らの社会は、みんなが分かり切つちようことやつたらなんちや問題ないがやきね、それが起きるがやつたら。考えてなかつた問題が起きてくるきに、その中でどうやって生き抜くか、取り組むか。それを前もって頭に置いてやりよう人と、そうやない人との違いがよ、今度の最終的には原発にも問題出てきちよるわけよね、これは。

そういうことで、まあ自分は町の対応、対策を聞くということであれしたことですが、今の答弁では、はい分かりましたとは言えんがやけれど。もう聞くいうても申し訳ないきよね、3番目の問題。

3番目の問題は、2番目の財政のときのあれでちょっと聞かかしてもらうたもんで、そんで4番目。

4番目。これは、まあ午前中からも出てきちよつたことですが、その避難路。避難路の問題、対策。

ほんで、町としてのがは町長に。それから、今度の東北のあれでも問題になつたね、石巻のいう学校の学生、子どもさんの避難。それへの取り組みをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

明神議員の避難対策についての質問にお答えします。

南海地震を想定する避難対策については、まずは命を守るための高台への避難道の整備と、いざというときのための避難訓練が重要だと思います。

黒潮町の津波被害を考えると、多くの避難道が必要です。大方地域は昨年度からの明許縦越により、文教施設の避難道の整備を優先して進めているところです。佐賀地域では、漁業集落環境整備事業の計画変更により対応を考えているところです。

次に、黒潮町の地震避難訓練は、町全体として9月の第1日曜日に黒潮町総合防災訓練として実施しており、町民の方にも避難訓練に参加していただいているところです。

質問通告書に石巻市の小学校の避難のことがありました。これはスムーズな避難が大事だということ思いますので、町内の学校での避難訓練について述べさせていただきます。

学校ごとに決めている避難場所へ、3月11日の東日本大震災を教訓に、町内全小中学校で4月下旬から5月

にかけて避難訓練に取り組んだところです。避難訓練も1回で身に付くというわけではありませんので、今年度は各学校で2回以上の実施を計画しており、2学期以降にも避難訓練を行う計画です。

また、文教施設の避難道が整備されましたら、その避難道を使っての避難訓練も行ってまいりますし、また来年以降もですね避難道の整備、また避難訓練の方を実施し、南海地震に備えるようにしていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

文教以外の市民の避難についてでございます。

これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、昨年、文教施設の避難道の整備を優先するために、町内10カ所予定しておりました避難道の整備を凍結させていただきました。まず、その凍結解除をし、整備を進めながらやっていきたいと思います。

また町内、非常に特色のある避難困難地域がございます。まず、この入野平野でございます。この入野平野は海岸部にある集落から山までの距離が遠いと、そういったことでございます。対応策としましては、南北に抜ける直線道路を抜くと、これが一番効果的であると、そのように考えております。

それから、もう1つは佐賀でございます。明神、会所、浜町、それから横浜、大和田、下分、町分。ここでございますけれども、多数の人口があります。この方たちをいかに高台へ避難誘導するか。しかしながら、明神議員もご承知のとおり、その裏山が非常に急峻（きゅうしゅん）で、構造物が非常に建設しにくいといった課題がございます。そのために工科大からも先日視察に来ていただき、さまざまな協議をしたところでございますが、感覚的に申しますと、幅員の少ない、例えば1メートル50であったり、2メートルであったり、普通の規格の避難道では全員を逃がすことはできないと思っております。多少大きな避難道の整備が佐賀地区には必要であると、そのように考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

午前中、同僚議員の質問にも、この避難のあれは出ておりました。

ほんで、そのときも含めてですが。それから今も、町長も予算の問題ね。で、自分、あれ4月でしたかね、佐賀で行政と、浜町、明神、会所、3部落との話の中で、その地震の後やったもんで住民の皆さんのが、早う避難道やつもらいたいやつもらいたいう質問が。で、そのとき行政からは、やりたいけどお金がないと、予算が。いう答弁もあったと思う。

ほんで、自分言わせてもらう。住民の人にもね。ほんで自分、お金ないことないと。お金あるがぜよと。ただ、何もやってくれ、かにもやってくれ言うきにお金がないがやき。ほんで町も、自分、町長にもね、やるとしたらやれるがやと、これは。それとともに住民の人にも、もう自分らみんなもね、ほかのことはせんでもかまんきよ、避難道やつてくれと、避難道やつくださいというような考え方で町へ言わんとよ、今の答えのようにお金がないということなるぜよということを自分言わしてもううた。

やっぱりね、先ほども聞いていただいたように、今起きるかも分からん問題ですかね、明日起きるかも。そうしたらね、今検討しますとかねいう、自分は、ときじやないと思うがです。もう、やれることからやると。第一、先ほども言わしてもううたように一番大事な命いうことを、先ほど町長もね、午前中も。ほいたら、

その命を守るにはどうせないかんかいうことがね、自分は今一番大事な問題になってきちょうと思うがです、これは。

ただ、住民の皆さんから言わすと、そりや命も大事やけんど、これもやってもらわないとかん、これもやってもらわないとかんいうことが出てくる、これはね。けんど、そこでよ。そこで、まあ町長というか行政がよね、住民の皆さんにどこまで理解してもらうて。

ほんで、例えば、いや、行政がね、住民の命が大事言うけんど口ばあでよ、ほかにやらないかんいうもんがあるがやつたらよ、それ言わないとかんと思う、これは。これはまずやらないかん、行政したらこれやらないかんき、これにお金を入れりますと。そういうね、ことが今、たまたま自分らはその東北の地震からね、考えないかんときになってきたと思うがです。

それと学校の問題、保育園も含めてね。自分、佐賀の保育園行ったときにね、小学校の前に今、保育園があるわけよね。そしたら、あれフェンスがあつて、ちょっと通れる。小学校の方の小学校の校庭へ出てこれるとこがあつたと思うがです。ほんで、そのときに自分ね、もし、これ地震が起きて津波が来るいうたときによ、果たして保育園の先生はよ、園児を保育園の門から出して山へ行くがやろか。こここう通つたら、すぐにこれはあそこの小学校の校庭へ出て。それから自分、その小学校の裏のどこまではよう見てないですけんどね、場合によつたらフェンスでもあるとしたらよ、ほいたらそこを開けるようにしてやつたら、それこそ何秒か何分か分からんけんどよ。そういうことがね、今自分は、行政言うたら皆さんには申し訳ないけんどよ、議会の自分らにもよね、求められちよることやと思うがです。

確かに、そら今まで、民間みたいにない、行政はちゃんとせないかん、こうも順序追つてせないかんいうようなこともありました。けんど、問題によつたらね、自分、もうそんなことじやいかんとき自分なってきちようがやないろうかというように思うわけです。そういうことで、まあ学校の問題も、それから町の避難道も。

ほんで、これ結局、直接これとは関係ないですけんど。仮に、先に自分、1問目で言わしてもらうた、国営農地の高いとこへみんな行たらよね、こんな心配ないなるわけよね。それは10年、20年後か分かりませんけど。けんど、ここやつたらまだそういう問題も心配し、それから庁舎も含め、どこか安全なとこへという、そこが今自分らね、考えないかん問題やないかうように思うたもんで。まあ、この避難路の問題は分かりました。

それから4番目、食糧と汚染の問題ですが。これも、まあいつも言わしてもらいよることですけんど、自分ね、自分の言うことは大げさなけんどね、これ最悪の場合、自分はね、もう東京から北の、太平洋側の食糧、駄目になるがやないろうかと思います。

自分ら漁業関係ではサンマはね、もう福島から100キロエリアはね取らんようにしちょうきね、自肃しちょうき、放射能の汚染で。ほんで、いずれ自分らのカツオももう出よるがです。ただ、数値が低いいうだけ。数値が低いきかまんかまん言うけんど、まあこれもいろいろなお考え、偉い人の考えあって。ちょっとやきかまん。いや、ちょっとでもいかん。60兆ある細胞の1つはずうっとつぶしていかれるいう、いろいろな考えある。まあ、そういう中で自分ね、ここへも書かしてもらうちようように、最悪の場合はこの西日本で食糧の問題、生産の問題いうことが自分は出てくるがやないろうかというようにまあ思うわけです。

ほんで、そういう中で、自分ら漁業の関係では、自分、これももう何回も何十回もいばあ質問さしてもらうことですけんど。6月議会に魚礁の設置を、リマと種子島の対策事業でいう町長からの答弁いただいたもんで、その後、どういうことになっているかいうことの質問です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

明神議員の、魚礁設置のその後の経過に問うということでお答えします。

その後の経過については大きな変化はございませんが、県としては21年から23年は魚礁の調査船による調査、現況調査結果および漁獲効果調査結果に基づく沈設魚礁の整備方針あるいは案の作成となっております。24年度以降は、費用対効果を踏まえた整備方針に基づく沈設魚礁の新規の設置となっております。負担金のこともあり、リマや種子島の有利な事業の導入に向けて漁協と協議を考えております。

また、事業採択に向け費用対効果の検証を行うために、釣った魚の漁場を特定するため、個所別カードを作つて漁業者にお願いしているところですが、協力が足りないということで、7月の中旬に漁協の地区別委員会の中に出席させていただいて協力を要請したところですが、引き続き、小釣りの部会、農業者の方々にも集まってもらって、再度の協力要請をお願いしたいと考えております。

以上です。

（町長から「議長、休憩をお願いします」との発言あり）

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 14時 13分

再開 14時 14分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

明神君。

10番（明神照男君）

自分、これも前からも言わしてもらうように、まあ行政サイドとしたら、やっぱ税金を使わないかんもんで、実績とか結果とかね、いうことも大事やと思うがです、これは。

しかしね、自分ね、まあこれは自分漁師さしてもらいう立場から言うと、またおかしいかも分かりませんけんど。自分は、これも前も聞いてもらうた思うけんど、自分らね、田舎はかまんぜよいうて東京で言います。漁師と百姓さん、田舎やったら生きるための食糧は何とかなりますというて。けんど、今までみたいに輸入もどんどんできんなってきよう。それから、外貨を稼いで食糧を輸入したらええいう、その外貨がもう稼げれんなりようがやきね、日本は。もうアメリカが働かしてくれんなりよう。ほんで結局、言葉は悪いけどトヨタさんも出ないかんかった、結果として。結局、リコールの問題、いろいろな問題ね、前からありますけんど。アメリカも自分に都合のええときはなんちや言わん。けんど、都合が悪いなってきたとき、あんなこと言うて、なってきたと思うが。

そこで自分、今言うようにね、確かに。ほんで、ここで自分ね言うが。町長、まあ課長もこんなこと言うと失礼かも分からんけんど、黒潮町の食糧はどうするぜよいうことやと自分思うがです、これは。そりやあね、いろいろな考え方があるけんどよ。けんど、その地震災害の問題も一緒ですよね、命を大事にする。命を大事にするには、食、食べるもんがないといかんがやきね。ほいたら、その食べるもんをどうやって確保するかいう問題。ほんで自分は、まあ沿岸漁業、まあ自分らの漁業も一緒やけんどよ。だから、その問題もあるけんど自分自身はね、またこんなこと言うと、またおかしいあれになりますけんどよ。食糧を生産さしてもらいうる、生産する自分ら、漁師として義務があると自分思うちようがです、これは。思うちようきに、自分らは漁師として一生懸命やろうと。しかし、まあこれも逃げ口上なるか分からんけんど、釣る魚がもうおらんだったと。

で、それを個人で漁師に増やせ言うても、残念なけんど、そういう力がない。ほんで、行政にやってもらいたいということを自分はずうっと言わしてもらうてきちよう。

ほんで、このリマ、種子島。これもね、自分に言わしてもらうたらね。まあ自分は、これは沿岸の漁協らあの事業やきよ。やけんどね、使うとしたら使う錢来ようがやきね。課長、分かるろ、県へね。で、それをね、どういう方向で使うかやきよ。国から金が来ようことは分かつちようがやき。

で、自分言わしてもらうのは、今まで別のことへ使いようと。まあ自分らに言わしてもらうたら、なんちややないとこへ使いようと自分は見ちよう。けんど漁師にとって、まず魚がおらんことにはいかんがやき、その魚を増やすために自分は使ういうがが今自分の考えで、リマと種子島のね、あれを町長がその6月議会に言うてくれたもんで、それを従来とおんなじようなね考え方じやなしによ。

今言う、自分、2代前の部長か。明神さん、実績が要る言うきよ、言わしてもらうた。部長さん、これあ魚が取れましたという実績があるがやったら、つけじをやって魚を増やしてくれいいうようなこと言わんいうて。その取る魚がおらんなってきちようきに言いようがぜよいいうてね、自分、言わしてもらうた。

ということで、まあ、町長は初めてやったこの魚礁の問題に、ああいう前向きに取り組むいうてね答弁してもらうたのは。それをね、もっと2歩も3歩も進めていただきたいと思います。

ほんで2番目。

これは、あくまでも自分だけの思いですけんど、今、今度の議会にも別の形で出てきちよる、あの特産協。で、これ特産協の事業として、まあ先にの食がしょく違いでしたけんど。

自分、あそこを食のための事業を特産協でやれんもんかどうかいうことを、自分は全然専門的なこと分からんもんでお聞きするがです。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

明神議員の、町は国営農地の活用を、まあ農産物生産について特産協の事業として取り組む考えはないかにお答え致します。

特産品開発推進協議会、略して特産協と呼んでいますが、特産協は議員のご質問のような、そういった状況にもかかわらずですね、農産物の栽培については取り組んでいこうと目指してることろです。特産協については議員もご承知のとおり、現在、法人化に向けて町も支援しながら進めているところです。法人化に当たっては農産物の栽培も手掛けていくことを視野に入れて、農業生産法人格取得も計画しています。

また、今後、国営農地に限らず、農業者の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増えていくことが懸念されています。その遊休農地対策と併せて、農業参入により新規就農や地域雇用の受け皿となるなど、地域の活性化の役割も果たせねばと考えています。

このように特産協としては、将来は公益性の高い事業を実現できるように努力しているところです。まずは法人化を実現して社会状況や動向を見ながら、農地での食糧生産から加工、販売までを目指しています。農業振興につながるように特産協と協議しながら、将来は取り組んでいきたいと考えています。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

それでは一応、特産協も、ある条件の下では国営農地で物を作ることができることですかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

国営農地ということではなくですね、現在、特産協もサトウキビを自前で栽培しての分が1.1ヘクぐらいあります。それと同じでですね、仮に違う作物を栽培するのであればですね、農業関係機関に協力をいただいて、取り組みは可能だと思います。

ただ、国営農地のその耕作放棄地なんかを利用してということでしたら、現在、国営農地5団地、黒潮町にはありますが、95ヘクタール、国営農地の全面積があります。それに対して耕作放棄地は3.6ヘク、現在なっております。4、5年前までは約10ヘクぐらい耕作放棄地がありましたが、平成20年度に耕作放棄地再生推進事業を活用して国営農地約5ヘクで、県営圃場（ほじょう）整備も含めますと約7ヘクを農地に再生して現在利用されており、耕作放棄地は大幅に少なくなりまして、耕作放棄地3.6ヘクということになっております。ただ、その作物は、先ほど言いましたように、そこの土壤に合ったものじゃないといきませんので、いろいろと指導を受けなくてはならないかと思います。

ただ、その、いろいろ特産協も資金面のことがありますので、すぐに始めるというような状況にはなかなかならないとは思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、自分は農業のことはあまり分からんきに、やけんど。百姓にしてもね、漁師にしてもね、自分、物を作ることが基本やと、自分は思うがです。

ただ今は、まあ特産協を室長も進めようように、加工して売るね。これを自分、否定するがやない。否定するがやないけどね、自分はね、そのことで漁師も百姓さんもみんな借金もつれになってきちようがやき。と自分は思うが。ほんで、作ることに帰らないかんと思う、これは。

そのことをね自分は、黒潮町、一次産業、町というがやつたらよ、加工して売るがは、二次、三次の産業ですきね、町長、これは。それを自分は否定するがじゃないけど、残念なことにはね、先にも聞いてもらうたようにね、付加価値付ける、それ悪いことやない。けんど、なんぼ付加価値付けてええもん作ったち、みんなが作りだして供給過剰になつたらね、値段元にもんくるがやきね。もんくるばあやつたらええけどよ、付加価値付けちようコストがそれには掛かつちようがやき。なんちや付加価値付ければずつに売りよつたもんよりかよ、漁師と百姓さんの懐へ入るがは少のうなってきようがやきね。それをずうっと続けてきちようきよ、自分はね、借金が増えてきたと自分は思う。百姓さんはともかく漁師はそれや。

ほんで自分は、先にの魚礁の問題も含めてよ、要は、物作ることを第一に考えないかんがやないかいう思いでこの質問をさしてもらうたことですが、まあ、今の室長のあれで分かりました。ほんで、自分は物作るため頑張るがやつたらね、賛成さしてもらう。

カッコ3の、まあこれもまたあれですけんど。今、北いうかね、東いうかね、東京から北で心配されよる、その放射能の汚染の問題。ほんで、それを学校の給食の現場で安全対策、給食の安全対策として、その放射能の計測いうかね、そういうものをやっているかどうか質問します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは学校給食の安全対策についてお答えを致します。

黒潮町の学校給食につきましては、従前より地元産の食材の使用に努めてきました。現在、重量ベースで県内産の割合が毎年 80 パーセント以上となっております。米飯給食に合う献立の研究などに取り組んでいるところです。

福島第一原子力発電所事故により、食べ物の放射能汚染が深刻な問題になっております。国は食品衛生法の観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については食用に提供されることがないように、販売、その他について十分処置をするよう都道府県に指示を出しております。従いまして、野菜などの食品は暫定規制値を超えた時点で出荷制限等の措置が取られ、市場に出回ることがないため、当町では学校給食の食材についても安心して食べていただけるものとして使用をしております。

なお、給食センターでは食材納入業者との連携を密に致しまして、納品時には野菜、果物等の産地を表示してもらい、出荷制限に該当しない地域であることを確認をしております。牛肉については、個体識別番号により確認を行っているところであります。

食品の放射能汚染問題については、いまだに不透明な状況にありますけれども、今後とも、国、県等の動向を見極めながら、安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

あと 6 分です。

10 番（明神照男君）

そうしたら、計測はしていないことですかね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

町独自ではですね、計測は行っておりません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

これもね、その放射能をどう受け止めるかどうかでね。自分、船へはね、持たせちよう。もう。これは人のね、あれ當てにならんが。信用するせんじやなしに、自分の責任でそういうことはもうやらんとよ、後から放射能の汚染があった言われたちよね、どうにもならんがや。まして、一番問題になってくるがは子どもやきね、これは。子どもほどやき。

はい、分かりました。

じゃあ 5 番の、放射能とエコのエネルギーについて。

まあ、これ自分が言うまでもないことではございますが、まあ 1 問目のとこにも原発の問題、聞いてもらうたことですが。これもたまたまやけんどね、地域の自立はエネルギーの自立からいうて、タベのテレビで自分言いよった。大学の先生がね。これは、言葉やちなかなかええ言葉やと思うてよ。そのためには、ほいたらどうせないかんかいう問題。

ほんで、今言う、先には食糧のあれでしたけんど、学校の。先には給食センターの問題でしたけんど、今度

は学校でよね、今言うように、もう東京から北ではこの問題で学校らもいろいろ骨折りよるわけですけんど。

まあ、今のあれじやあ給食にはやってないいうことやきに、学校でもそういう取り組みはしてないがやないろかと思いますけんど、どうですかね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、子どもたちのですね、放射線被ばくや計測についての考え方についてお答えを致します。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、福島県内の学校では文部科学省の指導により、基準値以上の放射線量が測定された学校について、校庭での活動の制限、校庭の土の除去などを行ってきました。8月26日付の文部科学省からの通知によりますと、校庭での土壤の除去などが進んだことにより、福島県内の学校が開放されている地域では、校庭等で基準値の空間線量を上回る学校はなくなったとのことであります。

高知県においても、文部科学省の委託を受けて、高知県衛生研究所が7項目の環境放射能調査を実施しております。調査内容は、水道水に含まれる放射性ヨウ素およびセシウムの量や、牛乳に含まれる放射性ヨウ素およびセシウムの量などです。特に、地上1メートル地点での空間放射線量調査は県内各地6カ所で実施をしており、四万十市内でも実施しております。調査結果につきましては、いずれも正常な数値でありまして、この調査結果を受けて、これまで文部科学省、高知県教育委員会からの特別な指示は出ておりません。

こうしたことから黒潮町教育委員会としましては、小中学校への特別な対応については必要ないと判断をしております。今後も、国、県の指示に従いまして対応をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

国、県、それも大事やと思うがですけんど、自分はこの放射能の問題はよ、町、まあ国、県は県、これね。自分、町でね、ということは、ここへも書かしてもうちようように自分ね、今から北東の風、やませがどんどん吹きだす。まだあそこ収束していないからね。自分、場合によつたらね、東京の水、それから関東近郊のね、生鮮野菜が駄目になりやせんろうかと思う。

それが現実に、先にの数値が高い低いの問題。まあ、うちらは福島からいうたら、高知が800キロいうたね。ほんで、うちらはまだちょっとあるけんどよ。遠いきかまんいう考え方と。けんど、この放射能、もう地球ぐるぐるまいよう問題やき、それなりのことはせないかんがやないかんいうように自分思うたもんで、まあ町長と教育長にお聞きしたことで。これは分かりました。

最後の、この太陽光の発電の問題ね。

まあご存じだと思いますけんど、神奈川のあれ、黒岩さんか、知事。このソーラーで、まあソーラーばっかで当選したわけやないけんどよね。200万台、神奈川の戸数が400万。ほんで200万台ソーラーをつけると、この家へ。いう、ひとつ、まあキャッチフレーズ言うたらおかしいですけんど、そういうことで。まあ、そのことだけやないけんど当選したと思うがです。いうて自分が言いよるね。ほんで結局、200万いうがが150万で入れれるようになった。ということは、200万も出すきにということで、出るがやつたらいうがで、メーカーがそれは下げていう取り組みがある。ほんで、自分はこれ前から、下村町長のときからも、行政の返事は、そんなこと行政はできんできん言う。けんど、神奈川の知事は自分がやる言うてやりよう、これは。

自分ね、その原発の問題も含めてですけんど、先にもあれしてもうたようにね、これも自分は国営農地で

そういう発電のいう話。まあ食べるもんも作らないかん、庁舎も持っていないかん、電気も起こせ言うき、これは無理なことは分かつちょうどけんど。

やっぱあおんなじように、うちの町では取り組めんがですかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、5のカッコ2についてお答えを致します。

自然エネルギーの活用を考えないかとのご質問ですが、町としても考えていないわけではございません。

まあ通告書に基づいて、ちょっと答弁させていただきます。

福島原発事故を受け、原発への依存度は大きく変わってきていますし、自然エネルギーへの転換を図つていく必要はあると考えております。多様な自然エネルギーの活用の検討をする各協議会への町が参加もしているところでございます。

また、高知県においても、先般の9月補正によりまして自然エネルギー活用事業検討会を発足し、県内各地において太陽光や風力発電における適地選定調査も実施するようですので、調査の結果によりましては県等の協力を得ながら、雇用の創出にもなることから、企業誘致も進めていきたいと考えております。

なお、議員ご質問の、戸々への家庭への太陽光設置への補助金でございますけれども。現段階ではですね、ご承知のとおり黒潮町で大きな事業も行っておりますので、これはある一定ですね、事業がですね、精査をしないうちにはですね、補助金を拠出するということは今のところ考えてはおりません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

自分ね、町が残るにはどうせないかんか。それから自分、個人として残るにはどうせないかんか。自分ね、できんできん。反面、喜びよう、自分は。人はせん言う。したら残れると。せな残れんときになったという、自分、考え方しちよる。

まあ別に、初めにもあれしてもうたのように、神奈川の知事はそれで町おこし、県おこし、取り組むいうがやきね。ほんでね、先にもあれしてもうたように、もうできん言やあ、もうそりやあしよないことやきよ、自分らには。行政ができん、せん。できんやない、せん言うがやき。ほいたら、うちの町はどうなるかいうこと自分思うがね。

分かりました。終わります。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、2時55分まで休憩します。

休憩 14時 41分

再開 14時 55分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、西村将伸君。

3番（西村將伸君）

通告書に基づきまして質問を致します。

この質問内容に入る前に、先輩議員の明神議員さんからもおっしゃいましたが、先週、亡くなられました村越比佐夫元議員に対しまして、慎んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。

昨年の田辺守君に続き、この議場も寂しくなるばかりですが、私自身も個人的に大変親しくしていただいた関係上、寂しく思っております。

ただ、お二人が築いた礎が、ますますこの黒潮町にとって発展するように、心からお祈りをしております。

それでは質問事項に入らせていただきます。

今回の質問事項は、町民参加のまちづくりについてであります。

この第1次黒潮町総合振興計画書の策定に当たって、その目的は、住民と行政が協働して地域経営を考えて、住民主体のまちづくりを進める指針であるとしてきました。限られた財源や資源をどうするか。確かな行財政改革と諸策の厳選方法であるとか、住民参加の下、さまざまな行政課題への取り組みが総合振興計画にうたわれております。

そこで、初めに、計画書策定の後、1次振興計画策定は2008年6月であったと思うんですが、発効されたのは。それ以降ですね、積極的に住民参加を促してきたと思いますが、政策決定の過程で活発な町民参加によって政策の質的な向上は図られたかどうか。また、どのような町民の役割であったか。その効果について、まず最初にお伺い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

西村議員の、住民参加のまちづくりにつきましてお答えします。

少し通告書と違っておりますので戸惑っておりますけれども、総合振興計画の効果ということだと思いますけれども。まあ、この振興計画の策定に当たっては、ほんとに住民の皆さん、また委員の皆さんにお世話になりました、自前でまあ作ってですね、ほんとにこう、皆さんにある一定浸透できたのではないかというふうに思っています。そういう中で、まあさまざまな総合計画には施策をうたい込んでおりまして、それに基づきながら、現在、町のさまざまな施策を打っておるところでございます。

そういう中で、まあ評価につきまして、現在ですね事務事業評価検討委員会の中でも検討をしていただいておりますので、まあそういった中ではですね、ある一定の評価はいただいておるというふうに感じております、まあ執行部と致しましても、ある一定の効果というのは見えてきたのではないかというふうに感じております。

これからもそういう部分を念頭に置きながらですね、さまざまな施策に取り組んでいきたいというふうに思ってます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

そうですね。通告書と若干違うことを最初に聞きましたもんですから、あれですけども。

ただまあ、この前文の中で、私もこれ、1次振興計画の中で一委員として携わらせていただきました。その中でやはりこれは、第2章の黒潮町を取り巻く背景ということの中に、この黒潮町が次第に高齢化していて、しだいに少子高齢化していく。その中で、役場の運営もなかなか大変厳しい。こういった中で、これから住民

が役所に対して何もかも、あれもしてくれ、これもしてくれと、そういう時代ではなくなると思うのです。

そんな中でもやはり、私ここに、通告書に書かしていただきましたけれども、まあ自治体のミニ憲法というべきだろうと思うんですが、そういう住民の精神的な支えになるもの、そういうものの整備が必要ではないかなと、そういう思いで出さしていただいております。

また、今までの取り組みの中で、確かに、ヒアリングであるとか、さまざまな取り組みもされてきておるようすでけれども。ただ、こううがった見方をするとですね、住民参加というその聞こえのええ言葉を使うて、行政側の考えをどちらかというと押し付けて、結果的に押し付けてしまっしゃあせんかと。また逆に、行政側の職員の人から見たら、権利ばかりその主張して責任を取らない住民側のわがまま、そういうことを指摘する声もあるように思います。

まあこれは議論、これからもされるところですけれども、私自身の考えは、役所が立案して住民参加を促進することと同時に、施策になりますけれども、住民が発意をして役所の手助けを受けることもあるようなまちづくり。

というのは、例えば発展途上国で、東南アジアなんかでよくあるそうですけれども、開発においてどういったことが一番スムーズに進んでいきようかというと、住民からの発議で物事を計画していく。それは住民というより国民からしたら、自分たちが発議したということは、その案件にかんしては随分関心があるわけです。これと同じように、私、黒潮町も住民参加の協働のまちづくりというのは、まさにそこに住民からの発案が行政の議案として挙がって、そのことは実行されていく。そういうことが必要ではないかなと。

それほど、まあ執行部の町長もおっしゃるようにですね、学校とか役場の何億円とか、そういう問題ではなくてですね、住民側にしたら、ほんとに自分ところのすぐ前の舗装の問題であるとか、自分ところの田んぼのあぜ道とか水路の問題とか、そういうこと等だろうと思うんですけども。まあ、そういうことも含めて、私はこういったまちづくり条例というものをを作るべくではないかなと。

それはなぜかいうと、住民協働のまちづくりという、漠然として、どこで。例えば、私自身がそのことに携わることができるのかどうか、そういう仕組みがよく分からんわけです。そういう仕組みをシステム化して作り上げていく。そういうことが、明確にすることが必要だと私は思っているわけです。

まあ、携わることのすべてに住民の声をということでなくてですね、例えば、行政側がやるべき役割というのは、説明責任であるとか、情報公開であるとか、それから情報提供であるとか。それから住民側にしたら、いろいろな施政の重要事項について住民の意思を確認する住民の投票権というもんあってもいいのかなと。それから協働の推進とか、まあ、さまざまな役割分担ということがあると思うんです。それから、パブリックコメント。かなりこのことはいろいろな町で取り組まれておりますけれども、そうした役割分担をシステム化してみる。そういうことは必要じゃないかなと思っておるわけです。

また、このまちづくり基本条例に、その期待される効果というのはですね、その条例が協働のまちづくりにかんする制度の一覧の役目を果たして、町民に、行政にも分かりやすいもの。それから、協働の仕組みなどが明確になることにより、町民のまちづくりへの関心が高まって、住民参加が一層促進されること。また、基本条例のルールに則しているか。また、町民にとって判断の基準となり、町民が自治体運営を見守る機能が発揮されること。

まあ、いろいろなその政策の質的な向上が図られることになると思うんですけども、そういうことをぜひ取り組んでいただきたいということで私は質問してるわけですけれども、そこらへんは執行部として、これから取り組みとして、どうなんでしょうね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

西村議員の再質問にお答え致します。

この自治体運営にですね、まあ住民の参加、協働が今後は重要でないかと。その取り組みを、まあどうしていくかということでございますけれども。

これまで地方自治体の運営はですね、日本国憲法が最上位にあり、国の各種法律の下にですね行われてきました。ところが、2000年の地方分権法改革によって、自分たちの町のことは自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていくことが求められるようになり、地方の考え方や取り組みも大きく変わってきました。このことによって、地方自治体が住民に対して相互行政を進めていかなければならないことがあらためて確認されたところでございます。

そういう中で、地方自治基本条例でございますけれども、まあ、この自治基本条例は各町によって言い方は違いますけれども、ここではまあ自治基本条例というふうに言わしていただきますけれども。この自治基本条例は、こうしたですね国の大好きな流れを受けて、西村議員の通告書にありますように、2001年4月に全国で初めて北海道のニセコ町が制定。これを境に、自治基本条例の制定を目指す自治体が増えております。

ちなみに県内では、須崎市と、隣の四万十町が制定し、全国では200以上の市町村が制定しております。全国の制定率は市町村合併が進み、平成23年3月末で1,727程度になっております。それで換算しますと約11パーセント強といったところで、まだ低い水準にあります。

この自治基本条例は市町村の憲法と言われる、まあ先ほども言いましたけれども、憲法と言われるものでございますが、この制度には、まあ肯定派と否定派といいますか、に分かれておりまして、さまざまな考え方があるようでございます。内容は、制定市町村によって違うものは当然ですが、最近の傾向は他の市町村をモデルとして似通ったものが多くなっているというふうに認識しております。

本町としては、これまでこの自治基本条例について踏み込んだ議論をしておりませんので、現段階でですね取り組まないというような結論は申し上げることができませんが、いずれにしましても、自治基本条例は議員のご質問にあるように、町民をまちづくりの主役にとらえ、町民参加の仕組みや町民の権利、責任などを定めることが特徴になると思いますので、地方分権、地方主権を推進していく上では、今後この問題について検討が必要でないかというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

現時点では、まだ議論もまだされてないと。これから問題だという。

ただ、これ2008年の合併後の後にですね、作った中で。これは、最初の序論の中でうたい込んだ、この黒潮町のその何言いますか、志と言いますか、そういう形との整合性図るためにも。

私はそれと、最初に言いましたけれども、ほんとに高齢化が進んでおります。で、高齢化が進む中で、ボランティアであるとか、それからNPO。いつの間にか、この議場でも、まあ以前に質問させていただきましたけど、アウトソーシング、業務委託。この言葉なんかも、財政改革が進みようか進みよらんか分かりませんけれども、その言葉が死語になっていく。確かに今、災害とか経済不況とそういう面に気を取られてしまつてですね、その当時の志であるとか、こう取り組もうといった計画が若干こう、私個人ですけれども、取り組みが遅いのかなあと感じております。

それと、これは、すぐそれを作ってくださいということではなくて、私たち今、議会の方も、議会の活性化

特別委員会というのを立ち上げました。これは、亡くなられた元村越議員とよく私個人的に、毎日のようにうちに来られてですね議論したことすけれども。明神議員もおっしゃいました。時代が変わったがやと。一つの時代の流れの中で、節目に来たがじやないか。まさに、そのことをよく議論したわけですけれども。私が、時代が変わったき、議会も変わらなあいかなあよと、こういった発言をするとですね、ほんとにむきになって、どこが変わったがやと。随分そのへんを、まあ何時間も議論した思い出があります。

そういうふうに、議会の方も今変わろうとしてるわけですけれども、私、議会改革とか議会の活性化等も含めて、これはまちづくり条例の、執行部側のまちづくり条例と、ひとつは同じであると。同時にできるがの方が町としての体制が整うと、私はこう思っております。

また、大きく言えば、まちづくり条例の中に議会はこうあるべきであるとか、そういうものがうたい込まれれば、もっと住民にしたら分かりやすい。まあ、それぞれの分権の中で、議決権と執行権といった違いはあるわけですけれども。ただ、住民にしてみたら、そういう法的な難しいことよりも、黒潮町は、最初の条例に書いてますように、自らの町らしい、資源と財産とそういったものを生かして、これから取り組んでいくがやと。将来的に、幡多が1つの町になる時代も来るかもしれません。しかし、今我々ここに、この議場において、まあ執行部の方々とこうして、税の使い道とか、そういう議論するわけですけれども、そのことが大変、姿勢といったことが今問われようわけです。

そう言った意味でもう一度お伺いしますけれども、議会の活性化と同時に進行するおつもりがあるかないか。お返事をいただきたい。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

再々質問にお答えします。

今、西村議員が言われましたように、これからはいろんな形でやはり住民参加いうものは大事だというふうに考えておりますけれども、まあ、この基本条例というのはですね、ほんとうにこう、行政、議会、そして住民の、ある一定のその役割を分担し、まあ、ある面では縛るということにもなりますんで。まあ、その縛ると言うたら失礼ですけども、それに向かってですね、みんなが努力していくということが必要になってきます。

この内容によってはですね、相当いろんな議論が出てこようかと思いますので、まあ早急にですね、なかなか対応ができる問題ではないというふうに考えておりまして。まあ、これからですね、執行機関会議等でも十分議論しながらですね、議会とタイトにやっていかんかということでございますけども、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

もう少し時間をいただきたいということで、まあ、これはここで私が質問してもですね、そんなに前へ進む話じゃないのかなと。

ただ、この協働の仕組みというものをですね明確にするためには、1つはこの仕組みの、あらかたここにうたい込んでる部分ですね。住民の、例えばその参加するときのルール作りぐらいは、ある一定整備する必要はあると思うのですが、この条例までいかんでもですね。まあ要綱そのもんでも、事済ますのかも分かりませんけれども。

そこをもう1点だけ、できるかできないかだけを。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

まあ、住民の役割だけでもできないかということでございますけれども。まあ、なかなかそこの部分だけですね、とらえてもらいたいんかと思いますんで。

今のところですね、まあ我々としては総合振興計画を基本に据えながら取り組んでおりますので、その分も含めてですね、まあ今後検討していきたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

ただ、議会の活性化特別委員会の方が出来上がったときに、ぜひそのことも参考にしていただいて、執行部、町長の方もですね、議会の方もこうやろうとしようと、我々もという、そういう姿勢をぜひ出していただきたいと思っております。

では、2番目に移ります。

この、私ここに書いてますのは、はがきによる住民の意見聴取を実施する考えはないかを問うということで。

まあ、まちづくりについて町長が、広くその町民の意見を聞く問題点として、地域懇談会を開催して、町長自ら足を運んで住民との対話を図っていると。これは私自身も、町長、任期中は、これをぜひ続けてくれと、十分そのことはやられておって、承知しているわけですけれども。

ただ、心配するのはその参加者の中で、随分年がいて、そこに行けない人。それから、障がい者の人で、そこに行けない人。また、いろいろなことがあっても、よく私の上分地区というのは80世帯ぐらいの所ですけれども、必ずそういった所で会をすると、声の大きな人の声が通ってしまって、小さい声の人は、後から、あれはこうじゃったにねえと、そういう不満を聞くことが多いわけです。

そういうことも含めてですね、黒潮町広報その中に、何ですかね、切手張らんでもかまん、こう、やつね。そういう中に、匿名でもいいと思うんですけども、そういう意見を書いてもらう、そういうことができないかなあと、そういう提案をしておるわけですけれども。

ここのことろはどうなんでしょうかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

西村議員の、市民参加の2番目についてお答え致します。

先ほどの質問にもありましたように、まあ地方分権、主権時代には、特に住民の行政への参加が大事であるというふうに思っております。そのために、西村議員ご質問のとおり、地区懇談会の開催や、町長自らが地域へ出向いていますし、まあ敬老会などへのイベントへの参加もしております。また、さまざまなアンケート調査なども行うとともに、区長さんや議員の皆さんからもご意見をいただきながら、まあ広く住民の意見を拝聴して、行政施策を進めているところでございます。

まあしかし、まだ西村議員ご指摘のような意見があるとすればですね、住民から意見を聞く方法にはいろいろとあろうかと思いますので、はがきに限らず有効な方法を検討していきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

はがきに限らず有効な方法と。まあ、あると思うんですけども、ぜひ取り組んでほしいと思います。例えばその、町長がよくおっしゃるところの、その老人の問題など、この地域コミュニティーという中でね。この私、最初に取り上げたその町民参加のまちづくりというのは、条例の中にはほとんどの所が、その福祉コミュニティーというのをうたい込んでおります。

そういう意味でも、やはり町民側からしたら執行部の姿勢が、ああ、この黒潮町というのは老人にかんしては、こう取り組んでくれるがや。それから、子育て支援についてはこうだと。まあ池内議員も医療の問題なんかも取り組まれましたけれども。ぜひですね、一つの福祉に対しての姿勢というものも、まあ予算がつくことをこうしなさいというんじゃないなくて、こうありたいというのが、私は、このまちづくりの一つのミニ憲法だろうと思うんです。ぜひですね、そのことを含めて、これからそれを基本にして、志高くですね取り組んでいってほしいと思っております。

まあ結果は、ああこれは成果があったなという一般質問ではありませんでしたけれども、ぜひ、いいことはいいこととして進むような町。そういうことの姿勢でやっていってほしいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで西村將伸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりですが、ここで明日の会議時間についてお諮りします。

明日は9時30分に、秋の全国交通安全街頭パレード隊が黒潮町役場を訪れる事になっておりますので、議会の開会時間を1時間遅らせて10時から始めたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、明日21日の議会は10時から開会致します。

なお、議員の皆さんも、9時30分に訪れるパレード隊を出迎えていただきたいと思います。

出迎える場所についてですが、雨が降っていない場合は玄関前で、雨天の場合は保健福祉センター2階大ホールとなっていますので、よろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 25分